

# 総合療育センターひまわり学園

## 事業概要

令和4年度実績報告

さいたま市総合療育センターひまわり学園



# 目 次

ページ

## 第1章 総合療育センターひまわり学園の概要

1	名称及び所在地	1
2	設置の目的	1
3	基本的な運営方針	1
4	組織構成	2
5	沿革	3
	(1) センター設置前の障害児ケア	4
	(2) 心身障害総合センター設置までの経過とその後の変遷	5
6	総合療育センターひまわり学園の構成	7
7	総合療育センターひまわり学園利用の流れ	8
8	療育体系概要	9

## 第2章 相談業務

1	相談・診察予約	10
2	外来受診の調整	10
3	通所施設の利用支援	10
	(1) 通所希望児童の対応	10
	(2) 通所児童への対応	11
4	見学の対応	11

## 第3章 診療事業

1	診療業務	12
	(1) 小児科（小児神経科）	12
	(2) 精神科（児童精神科）	12
	(3) 整形外科・リハビリテーション科	12
	(4) 耳鼻いんこう科	13
	(5) 眼科（障害児総合療育施設のみ）	13
	(6) 歯科（障害児総合療育施設のみ）	13
2	看護業務	13
	(1) 外来診療	13
	(2) 通所看護師との連携	13
3	検査業務	13

4	放射線業務	14
5	薬剤業務（障害児総合療育施設のみ）	14
6	医事業務	14
7	実績報告	14

## 第4章 外来療育事業

1	概要	18
2	個別外来	18
	（1）理学療法	18
	（2）作業療法	18
	（3）言語聴覚療法	18
	（4）心理指導	19
3	グループ外来	20

## 第5章 児童発達支援センター

1	障害児総合療育施設	22
	（1）医療型児童発達支援センター つぼみ	22
	（2）児童発達支援センター めぶき	26
	（3）児童発達支援センター わかば	30
	（4）通所施設の行事	33
	（5）通所児の状況	34
	（6）保育所等訪問支援	36
	（7）居宅訪問型児童発達支援	37
	（8）相談支援	37
2	療育センターさくら草	38
	（1）医療型児童発達支援センター すみれ園	38
	（2）児童発達支援センター たんぽぽ園	40
	（3）療育センターさくら草 主な行事	43
	（4）通所児の状況	44
	（5）保育所等訪問支援	45
	（6）相談支援	45
3	給食	46
	（1）意義	46
	（2）栄養管理	46
	（3）食事に関する調査	46
	（4）給食委員会	47
	（5）行事食の実施	47
	（6）かみかみメニューの実施	48

## 第6章 支援事業

1 発達障害児支援	49
（1）ペアレントトレーニング・保護者勉強会	49
（2）出張カンファレンス	49
（3）出張療育カンファレンス	50
（4）保育課との連携	50
（5）各区の保健センターとの連携	50
（6）特別支援教育相談センター・小学校・中学校への支援	51
（7）市立特別支援学校のセンター的機能への支援	51
（8）音楽療法	51
2 施設等支援	52
（1）施設等支援	52
（2）研修	52
3 療育講座	53
4 施設見学会	53

## 第7章 その他の事業

1 施設見学受け入れ	54
2 実習生・研修生受け入れ	54
（1）実習生の受け入れ	54
（2）研修生の受け入れ	55
3 小児神経科医師による保護者勉強会	56
4 乳幼児発達健康診査	56
5 市内療育施設の健康診断・相談業務	56
6 ひまわり特別支援学校への支援	56
（1）相談・健康診断・医療的ケア業務	56
（2）スキルアップ事業	57
7 関係機関への協力	57

## 第8章 障害者福祉施設みのり園

1 障害者福祉施設みのり園の概要	59
2 障害者福祉施設みのり園の事業	59
（1）教室事業	59
（2）障害者離職予防事業	61
（3）在宅障害者対象事業	62
（4）週末プログラム（土・日曜日実施）	62
（5）発達障害者支援事業	63

(6) 障害者団体支援事業	6 3
(7) 視覚障害者の情報支援	6 3
(8) 相談・情報提供事業	6 3
(9) その他の事業	6 3
3 放課後デイサービスみのりの概要	6 4

## 第9章 資料

さいたま市総合療育センターひまわり学園条例	6 5
さいたま市総合療育センターひまわり学園管理規則	7 3

※本文中の写真については、事前に掲載の承諾を得ています。

## 第1章 総合療育センターひまわり学園の概要

### 1 名称及び所在地

名 称	所 在 地	電 話 ・ F A X
(注1) 障害児総合療育施設 (ひまわり学園)	〒331-0052 さいたま市西区 三橋6丁目1587番地	電話(代表) 048(622)1211 F A X 048(622)4359
(注2) 障害者福祉施設みのり園		電話 048(622)5544 F A X 048(625)4854
療育センターさくら草	〒338-0837 さいたま市桜区 田島2丁目16番2号	電話(代表) 048(710)5811 F A X 048(839)0352

\*注1……平成23年度までは「心身障害児総合療育施設」

\*注2……平成23年度までは「心身障害者福祉施設みのり園」

### 2 設置の目的

さいたま市総合療育センターひまわり学園は、医療・福祉が一体となって障害児等の早期発見・早期療育、障害に応じた総合的な療育、家族への支援及び保育所・幼稚園等を含めた地域療育への支援を行うとともに、障害者の日中活動の支援を行うことにより、障害児及び障害者の福祉の増進を図る。

### 3 基本的な運営方針

- (1) 医療・福祉がそれぞれ十分な協調・補完によって障害児及び障害者の福祉の増進を図る。
- (2) 市の総合療育センターとして障害児の早期発見、早期療育に努める。
- (3) 0歳からおおむね18歳までの一貫した障害児への療育を行う。
- (4) さいたま市内の保育所・幼稚園・事業所等や特別支援学校と連携して、必要な支援を行う。
- (5) 障害者に対する生活指導・相談、機能訓練、教養の向上及び社会適応に必要な講座を行う。

## 4 組織構成

令和5年3月現在

総合療育センターひまわり学園		※非常勤職員・会計年度任用職員を除く。
	所長（事務職）	1名
	副理事（医師）	1名
	参事（医師）	3名
<b>総務課（12名）</b>		
	参事〔兼〕課長（事務職）	1名
・管理係	課長補佐〔兼〕係長（事務職）	1名
	事務職	3名
	技師（建築）	1名
	栄養士	1名
・相談・支援係	係長（事務職）	1名
	事務職	1名
	事務職（福祉）	3名
<b>医務課（13名）</b>		
	課長（看護師）	1名
	副参事（医師）	1名
	主幹（医師）	1名
	主幹（看護師）	1名
・医務係	係長（看護師）	1名
	看護師	4名
	臨床検査技師	1名
	薬剤師	1名
	診療放射線技師	1名
	事務職	1名
<b>育成課（47名）</b>		
	参事〔兼〕課長（事務職）	1名
	副参事（作業療法士）	1名
	副参事（理学療法士）	1名
	主幹（保育士）	1名
・療育係	課長補佐〔兼〕係長（作業療法士）	1名
	理学療法士	5名
	作業療法士	2名
	言語聴覚士	2名
	心理士	3名
	保育士	1名
・通園係	課長補佐〔兼〕係長（言語聴覚士）	1名
	理学療法士	2名
	作業療法士	2名
	言語聴覚士	7名
	心理士	3名
	保育士	13名
	看護師	1名
<b>療育センターさくら草（32名）</b>		
	所長（心理）	1名
	副参事（医師）	1名
	主幹（医師）	1名
	主幹（看護師）	1名
・管理・相談係	所長補佐〔兼〕係長（事務職）	1名
	事務職	4名
	栄養士	1名
・診療係	所長補佐〔兼〕係長（看護師）	1名
	看護師	2名
	臨床検査技師	1名
・療育係	所長補佐〔兼〕係長（理学療法士）	1名
	理学療法士	3名
	作業療法士	5名
	心理士	4名
	言語聴覚士	5名
<b>障害者福祉施設みのり園（8名）</b>		
	園長	1名
	支援員	5名
	支援員〔兼〕看護師	1名
	事務職	1名

## 5 沿革

昭和58年4月、医療・福祉・教育が一体となって心身障害児等の早期発見、早期治療を行うとともに、その障害に応じた療育を総合的に行うことにより心身障害児・者の福祉の増進を図るため、西区（当時は大宮市）三橋6丁目地内に心身障害児総合療育施設、心身障害者福祉施設みのり園に市立養護学校を含めた総合施設として「大宮市心身障害総合センターひまわり学園」を開設した。

平成13年5月、浦和市・大宮市・与野市の3市合併によりさいたま市が誕生し、施設名称を「さいたま市心身障害総合センターひまわり学園」へ変更した。

平成19年4月、「さいたま市総合療育センターひまわり学園」に名称変更するとともに、本市南部地域の療育体制強化のため、桜区田島2丁目地内に「療育センターさくら草」を開設した。

平成24年4月、児童福祉法の一部改正により心身障害児総合療育施設を障害児総合療育施設に改称するとともに、障害種別で分かれていた通園施設を児童発達支援センターに一元化した。また、障害者基本法の一部改正により心身障害者福祉施設みのり園を障害者福祉施設みのり園に改称した。

障害児総合療育施設、療育センターさくら草、障害者福祉施設みのり園及び市立養護学校（現ひまわり特別支援学校）は、「さいたま市総合療育センターひまわり学園条例」に規定され、それぞれの施設相互の連絡調整を密にし、総合施設として有機的に運営を行ってきた。平成24年4月にひまわり特別支援学校は「さいたま市立学校設置条例」に、障害児総合療育施設、療育センターさくら草、障害者福祉施設みのり園は「さいたま市総合療育センターひまわり学園条例」に規定されている。



障害児総合療育施設外観



療育センターさくら草外観

(1) センター設置前の障害児ケア

ア	肢体不自由児	昭和43年	医療法に定める診療所の認可を受け、肢体不自由児母子通園訓練施設「ひまわり学園」を開設（市立：市営） 《心身障害児通園事業適用》 学園内に「教育相談室」移転 S47 未就学の通園児に対し、教育相談室内に「肢体不自由学級・小」設置 S53 「肢体不自由学級・中」設置
		昭和52年	肢体不自由児保育施設「あゆむ会保育室」を開設（親の会設置、運営：市補助事業） 《簡易母子通園事業適用》
イ	精神発達遅滞児	昭和41年	教育相談室内に「精神薄弱児学級」設置
		昭和42年	教育相談室：精神発達遅滞幼児通所指導開始（対象：4歳以上）
		昭和54年	精神発達遅滞幼児母子通所事業「母親教室」開始（対象：2～4歳） （福祉事務所運営：市単独事業）
ウ	難聴児	昭和46年	「ひまわり学園」内に聴能訓練部門併設
エ	重症心身障害児	昭和49年	訪問教師制度発足：市単独事業
		昭和53年	心身障害児療育指導員設置：市単独事業
		昭和55年	在宅重症心身障害児巡回指導開始（ひまわり学園，福祉事務所チーム）

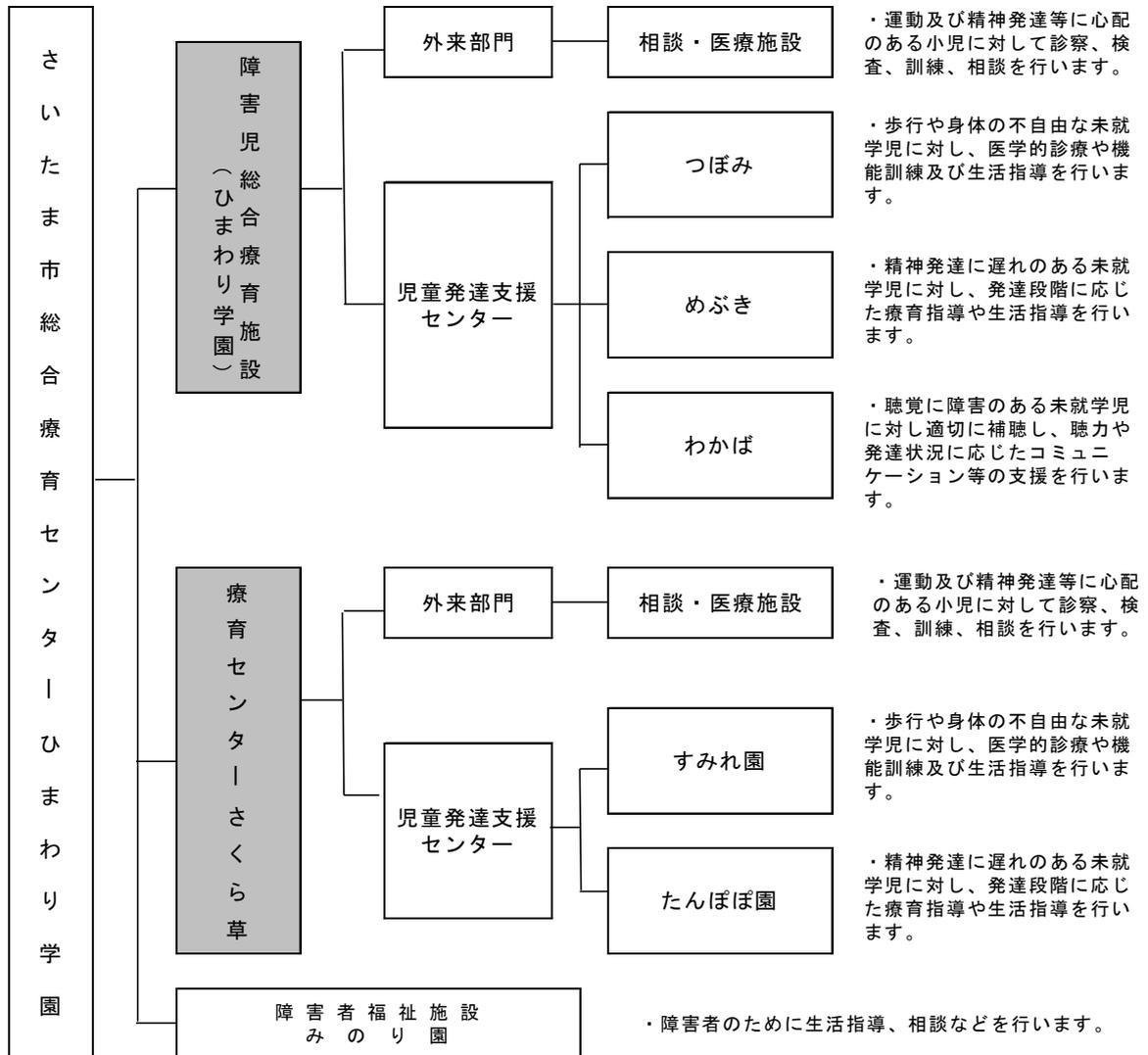
※ 名称は当時のまま記載してある。

(2) 心身障害総合センター設置までの経過とその後の変遷

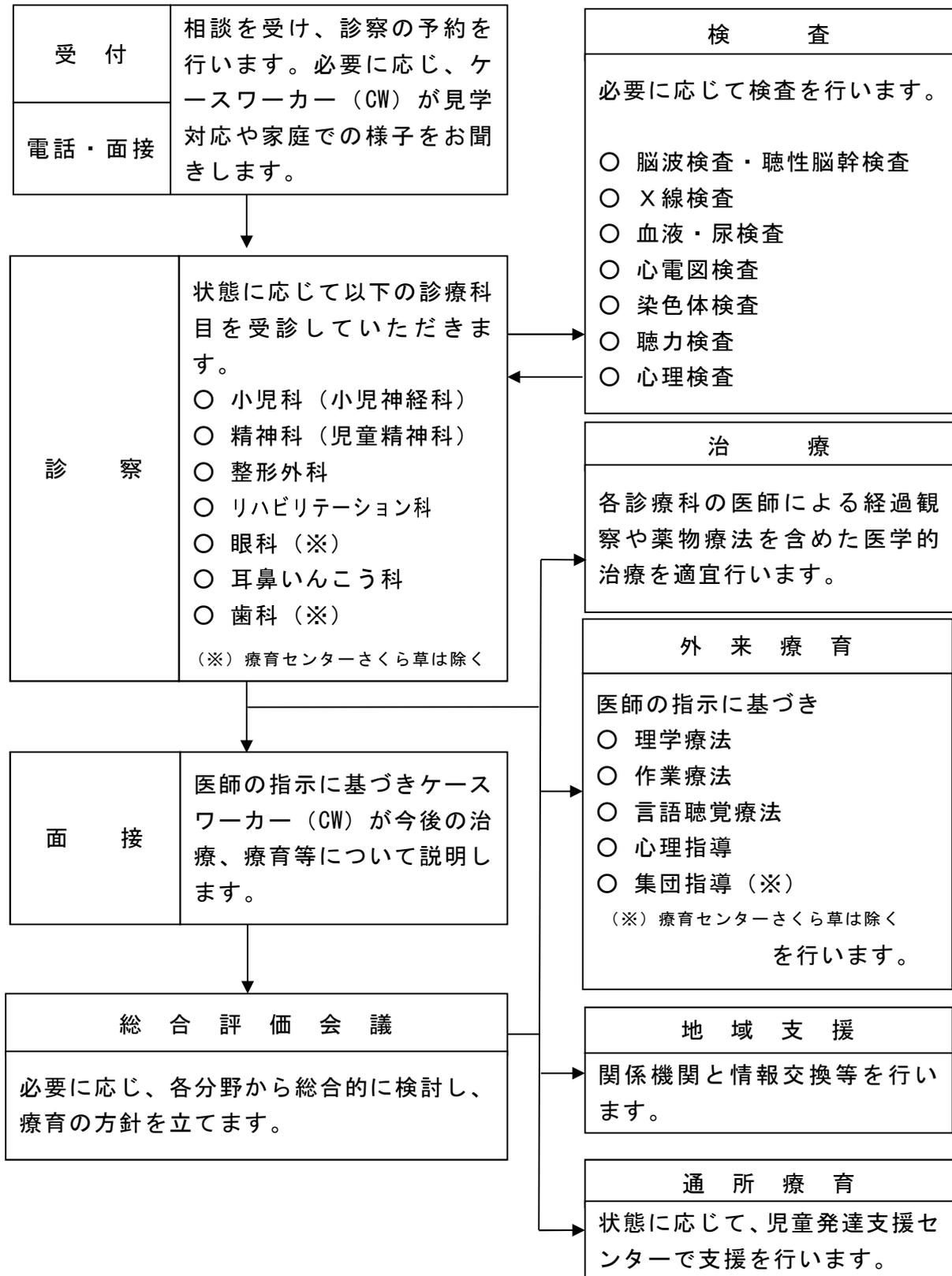
昭和54年	7月	「心身障害児総合通園センター設置について」厚生省通知
	10月	総合振興計画第二次基本計画にセンター構想を盛り込む 基本構想検討／ひまわり学園、福祉事務所、教育委員会 プラン：S55年度———設計計画 S56～S57年度—建設・整備2か年計画決定
昭和55年	4月	設計方針策定、運営方針検討開始
	7月	建設用地決定／建設委員会設置：助役、関係部長、専門医、 県福祉関係者で構成し、基本構想及び建設計画審議
	10月	基本設計開始
	12月	実施設計開始
昭和56年	3月	実施設計完了
	7月	建設推進、運営体制検討のためのプロジェクトチーム結成
	10月	センター建設工事着工
	12月	施設整備国庫負担金交付申請
昭和57年	4月	開設準備室を設置
	7月	乳幼児発達健診準備委員会発足
	9月	大宮市中心身障害総合センターひまわり学園条例公布
	11月	センター建設竣工
昭和58年	3月	心身障害総合センター開設認可
	4月	心身障害総合センター開設（初代センター長 加納 清） 通園施設、心身障害者福祉施設、養護学校（小・中学部）業 務開始 外来診療（小児科・精神科・整形外科・耳鼻いんこう科・眼 科）開始 外来療育開始
	5月	外来診療（歯科）開始
	7月	乳幼児神経発達健診・乳幼児神経精密健診開始
昭和61年	4月	養護学校高等部設置
平成13年	5月	浦和市・大宮市・与野市3市合併によりさいたま市誕生 さいたま市中心身障害総合センターひまわり学園に名称変更
平成18年	4月	外来診療（リハビリテーション科）開始
平成19年	4月	心身障害総合センターから総合療育センターに名称変更 桜区田島に療育センターさくら草開設 外来診療（小児科・精神科・整形外科・リハビリテーション 科・耳鼻いんこう科）開始 外来療育開始

平成 24 年	4 月	<p>児童福祉法の一部改正により、各通園施設（肢体不自由児通園施設、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設）を児童発達支援センターに一元化</p> <p>児童発達支援センターにおいて、児童福祉法に規定する児童発達支援、医療型児童発達支援を開始</p> <p>心身障害者福祉施設みのり園から障害者福祉施設みのり園に名称変更</p> <p>養護学校がひまわり特別支援学校に名称変更するとともに、総合療育センターひまわり学園条例から学校設置条例に規定変更</p>
平成 25 年	4 月	<p>児童発達支援センターにおいて、児童福祉法に規定する保育所等訪問支援、障害児相談支援、障害者総合支援法に規定する相談支援を開始</p>
平成 30 年	4 月	<p>児童発達支援センターにおいて、児童福祉法に規定する居宅訪問型児童発達支援を開始</p>
平成 31 年	4 月	<p>障害児通所支援事業所の指定管理を開始</p> <p>(1) 児童発達支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ さくら草学園（浦和区領家 1 丁目 5 番 16 号）</li> <li>・ はるの園（見沼区春野 2 丁目 3 番 5 号）</li> </ul> <p>(2) 児童発達支援事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 杉の子園（中央区大戸 2 丁目 7 番 17 号）</li> </ul>

## 6 総合療育センターひまわり学園の構成

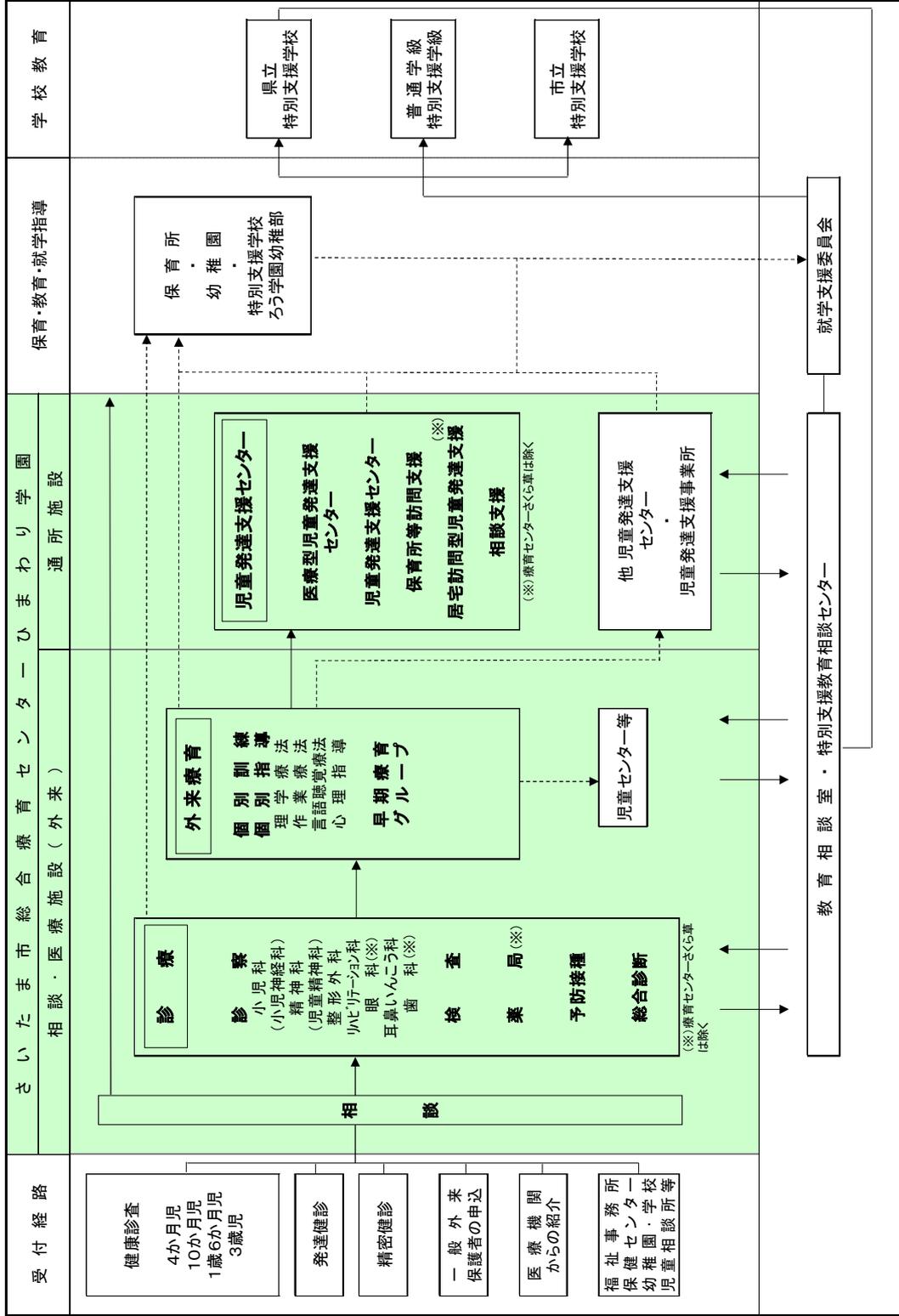


## 7 総合療育センターひまわり学園利用の流れ



8 療育体系概要

療育体系概要



## 第2章 相談業務

### 1 相談・診察予約

発達などに心配のある児童について、保護者から電話等で相談を受け付けている。

また、必要に応じて、診察の予約を行っている。

診察後には、児童やその保護者と面接を行い、診察時に医師から出た外来療育・検査等の指示の概要や、今後の流れを説明している。

相談件数総数 (件)

障害児総合療育施設	6,246
療育センターさくら草	4,180

新規相談内容別件数 (件)

	運動発達の遅れ	運動の異常	全体発達の遅れ	精神発達の遅れ	対人関係の心配	集団不適応	情緒・行動の心配	聞こえの心配	言葉の遅れ	発音不明瞭	吃音	てんかん治療	メデイカルチェック	その他	合計
障害児総合療育施設	61	8	74	8	30	43	439	36	359	19	8	0	1	112	1,198
療育センターさくら草	114	5	33	14	36	67	478	4	489	41	8	0	0	138	1,427

※複数の項目について相談があった場合には、最もあてはまるもの1つを選んでカウントしている。

### 2 外来受診の調整

長期間受診しておらず、必要があって再度受診を希望する場合の予約の調整を行うほか、診察内容によって長時間の診察が必要な場合や、書類作成の依頼がある場合、医師、看護師と調整を行う。

### 3 通所施設の利用支援

#### (1) 通所希望児童の対応

通所を希望する児童の保護者に対し、説明や見学、体験を行う。通所が決定した場合は、必要な手続きの確認など市区町村役場への申請の案内も行う。

#### (2) 通所児童への対応

福祉制度利用の希望があった場合の支援や就学に係る相談窓口の案内など、通所施設では対応できない内容の対応をする。なお、就学関係の窓口の案内は、外来のみ利用している児童の保護者に対しても行っている。

#### 4 見学の対応

さいたま市の関係機関、教育機関等から施設の見学依頼があった場合に対応する。センター内の各課と調整のうえ、施設の説明を行い案内する。

## 第3章 診療事業

### 1 診療業務

医療機関からの紹介や、患者家族からの直接の受診希望を受け、完全予約制で診療を行っている。原則、初回は小児科（小児神経科）を受診し、その後、必要であれば他科を紹介する形式をとっている。

診療科は、障害児総合療育施設においては、小児科（小児神経科）、精神科（児童精神科）（精神科は令和4年度休診であった）、整形外科、リハビリテーション科、耳鼻いんこう科、眼科、歯科がある。療育センターさくら草においては、小児科（小児神経科）、精神科（児童精神科）、整形外科、リハビリテーション科、耳鼻いんこう科がある。

#### （1）小児科（小児神経科）

診療対象疾患は、脳性麻痺、運動発達遅滞、神経筋疾患、知的発達症、自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症、コミュニケーション症群、限局性学習症、発達性協調運動症などであり、多岐にわたっている。それぞれ、診断・検査・治療及び必要に応じて訓練・助言等を行っている。その他、予防接種（原則、障害児総合療育施設または、療育センターさくら草の受診歴がある方）・乳幼児健康診査なども行っている。

障害児総合療育施設、療育センターさくら草内では、他職種スタッフ、通所スタッフと連携し、診療・療育を行っている。また、環境調整が必要な症例等には家族の了解のもと、関係機関（学校・幼稚園・保育所・保健センターなど）とも積極的に連携している。

#### （2）精神科（児童精神科）

診療対象者は、原則、障害児総合療育施設または、療育センターさくら草の小児科（小児神経科）医からの紹介児である。

診療内容は、外来精神療法・薬処方などである。

必要に応じて、他の医療機関に紹介となるケースもある。

なお、障害児総合療育施設においては令和4年度休診であった。

#### （3）整形外科・リハビリテーション科

診療対象疾患は脳性麻痺、運動発達遅滞、先天性奇形症候群、神経筋疾患などさまざまである。

診療内容は、診断、リハビリテーションの適応及び確認、補装具の作製にかかる診断・適応状況の確認、手術適応の判断、ボツリヌス療法などである。

#### (4) 耳鼻いんこう科

診療対象者は、障害児総合療育施設または、療育センターさくら草の受診歴があり、一般の耳鼻いんこう科での診察や処置が困難な児である。障害児総合療育センターでは、難聴児にも対応している。

診療内容は、言語・聴能に関することである。障害児総合療育施設では、難聴児の聴能訓練の指示、人工内耳の相談、保護者への助言などのほか、診断書・補装具意見書の作成も行っている。

#### (5) 眼科（障害児総合療育施設のみ）

診療内容は、健診や一般の眼科での視力検査・診察・処置が困難だった児（障害児総合療育施設の受診歴がある）の視力確認や、診断・経過観察、治療用の眼鏡処方箋作成などである。

#### (6) 歯科（障害児総合療育施設のみ）

診療対象者は、障害児総合療育施設の受診歴があり、一般の歯科で治療困難な児（矯正は除く）である。

診療内容は、う歯の治療・う歯の予防・幼児歯科健康診査などである。当施設で治療困難な場合には、他の医療機関への紹介となる。

## 2 看護業務

### (1) 外来診療

診療予約、診療介助・検査介助・処置介助、各種予約案内等の電話対応、保護者からの相談対応及び他職種との連絡・調整などを行っている。患者の特性を考慮し、見守りなど事故防止に努め、個々に合わせた診療等の介助を行っている。

### (2) 通所看護師との連携

障害児総合療育施設に併設している、医療型児童発達支援センターの通園係看護師と情報共有をして、通所児の状態把握を行っている。

## 3 検査業務

検査部門では、脳波、聴性脳幹反応、心電図、尿検査、簡易測定検査（血糖、血中アンモニア）を院内で行い、その他生化学検査（薬物血中濃度検査を含む）、血液学検査、内分泌検査、免疫学検査、糞便検査等は外部機関に依頼している。

脳波など、生理学的検査では、患者や保護者の不安を少しでも軽減できるよう、患者の特性を考慮し、円滑に進められるよう工夫している。また、症状を訴えることが難しい患者を対象としているため、細心の注意を払っている。

（心理検査、聴力検査・言語発達検査、作業療法士による評価については第4章外来療育事業を参照）

#### 4 放射線業務

放射線部門では、X線一般撮影装置を使用して主に脊椎、股関節、胸部撮影によるレントゲン検査を行っている。

検査対象が主に小児のため、可能な限り低被ばく化に努めている。また、患者の特性に合わせて撮影を行っている。

#### 5 薬剤業務（障害児総合療育施設のみ）

薬剤部門では、調剤、医薬品管理、医薬品情報管理を行っている。また、院外の調剤薬局からの問い合わせ対応などを行っている。

調剤は、脳波、聴性脳幹反応検査前鎮静剤を中心に行っている。

医薬品管理では、各科の処置薬や、ワクチン、緊急時に必要な薬品の管理をしている。

医薬品情報管理では、医薬品の効能効果、服用方法、飲み合わせ(相互作用)、副作用などの情報を管理している。

#### 6 医事業務

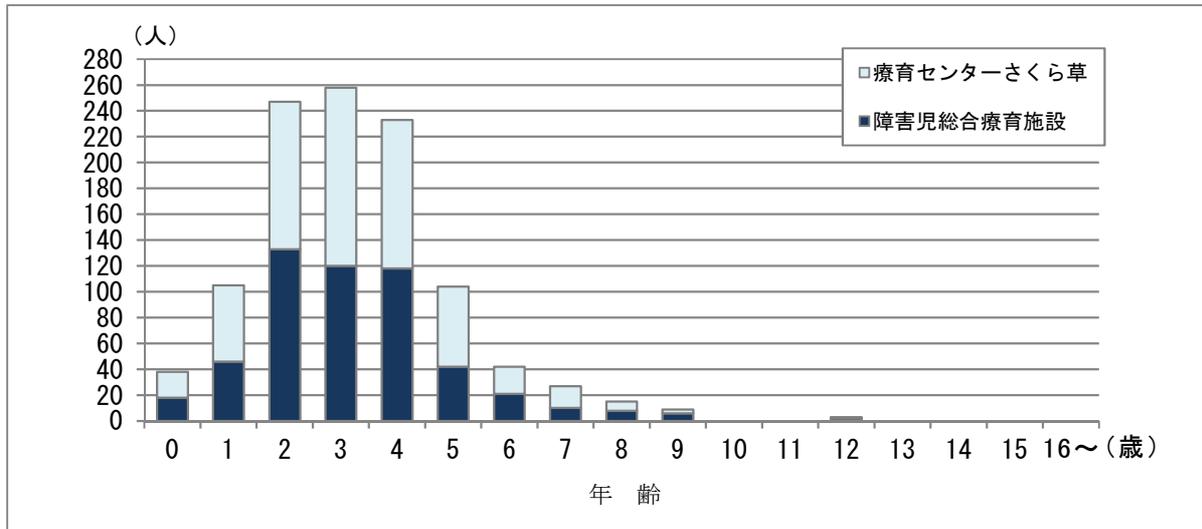
医事業務では、受付事務・会計事務・診療報酬請求事務の他に、医師会や他の機関との連絡調整を行っている。

#### 7 実績報告

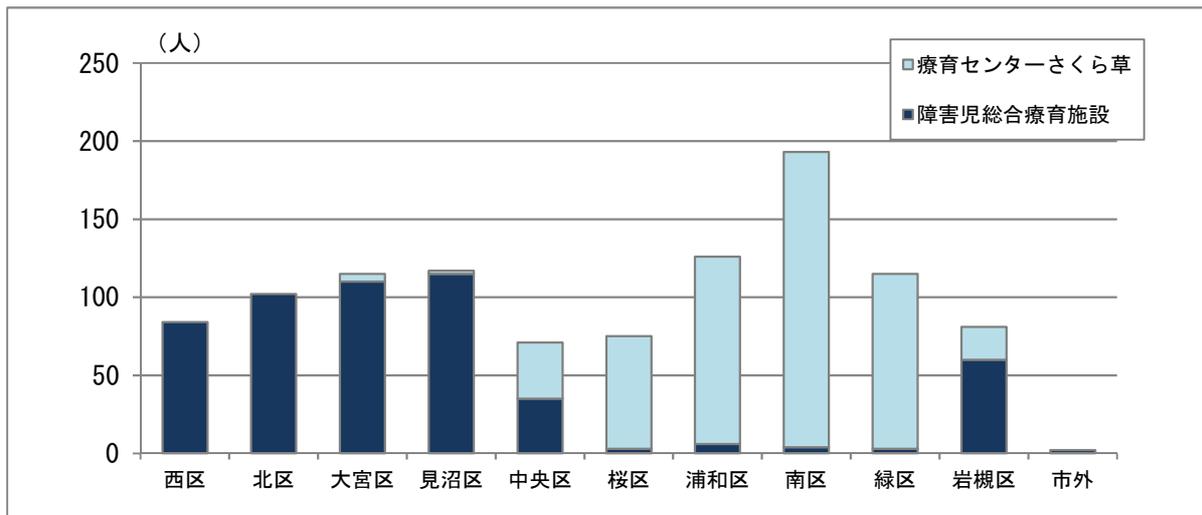
診療受診件数(延べ) (件)

	医科	歯科
障害児総合療育施設	18,302	116
療育センターさくら草	16,604	

### 年齢別初診人数



### 地区別初診人数



主な初診病名・人数

(人)

病名		障害児総合療育施設	療育センター —さくら草
神経発達症群等	運動発達遅滞	499	531
	知的発達症		
	全般的発達遅延		
	自閉スペクトラム症		
	注意欠如・多動症		
	限局性学習症		
	コミュニケーション症群		
	発達性協調運動症		
	チック症群		
	選択性緘黙		
	その他		
肢体不自由（脳性麻痺等）		7	8
先天異常症候群（染色体異常等）		11	16
耳鼻いんこう科疾患（難聴等）		5	0
その他		2	2
合計		524	557

予防接種件数

(件)

予防接種	四種混合	三種混合	二種混合	日本脳炎	麻疹風疹混合	麻疹	風疹	ポリオ	BCG	破傷風	ムンプス	水痘	ツベルクリン	インフルエンザ	肺炎球菌	ヒブ	B型肝炎	新型コロナ	合計
障害児総合療育施設	0	0	0	17	3	0	0	0	0	0	0	0	0	101	0	0	0	95	216
療育センター さくら草	0	0	1	13	4	0	0	0	0	0	0	0	0	172	/	/	0	/	190

乳幼児健康診査件数 (件)

	4 か 月	10 か 月	1 歳 半	3 歳	合 計
障害児総合療育施設	8	8	13	59	88
療育センターさくら草	0	0	2	33	35

幼児歯科健康診査件数 (件)

	1 歳 半	3 歳	合 計
障害児総合療育施設	1	3	4
療育センターさくら草			

各種検査実施件数 (件)

検査項目		障害児総合療育施設	療育センターさくら草
尿・糞便検査他		121	58
微生物学検査		1	0
生化学検査（血中濃度検査含）※		2,446	1,525
血液学検査	血液検査	269	235
	染色体検査	0	0
内分泌検査他		204	99
免疫学検査		105	11
生理学検査	脳波・聴性脳幹反応・ その他	62	76
	心電図	25	81

※生化学検査は項目別ごとの集計

撮影人数と主な撮影部位とその件数

	撮影人数 (人)	胸部 (件)	脊 椎 (件)	股関節 (件)
障害児総合療育施設	213	3	181	149
療育センターさくら草	92	0	82	74

## 第4章 外来療育事業

### 1 概要

外来診療において、0歳～概ね18歳以下の児童に対して、精神発達や運動機能の状態に応じて、医師の指示のもとに、各職種専門スタッフ（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士）が個別あるいはグループ形態で支援を実施している。

また、保護者に対して児童の発達状態に対する理解及び適切な関わり方や育児面での助言・支援を行っている。

### 2 個別外来

個別外来は、完全予約制で行っている。療育の内容及び頻度については、個々の状態にあわせて、保護者の了解のもとに実施している。

#### (1) 理学療法

理学療法士（PT）が、脳性麻痺、脳炎等後遺症、染色体異常、運動発達遅滞等の児童に支援を行っている。

支援内容としては、児童の運動発達を促し、機能の獲得及び維持（変形・拘縮の予防）を目的とした評価および支援を行っている。保護者に対しては、あそびや運動発達を促すプログラムの提案や、日常生活における姿勢や動きの介助方法の助言を行い、児童の運動発達・運動機能に対する理解を促している。

また、児童を取り巻く環境への支援や、身体機能を補完するための補装具（※注）の作製および修理を医師の指示に基づいて検討している。

※注 補装具：下肢装具、体幹装具、車椅子、座位保持装置、歩行器等

#### (2) 作業療法

作業療法士（OT）が、脳性麻痺、運動発達遅滞、自閉スペクトラム症等の児童に支援を行っている。

内容としては、運動機能及び上肢機能、感覚統合機能や、あそびの取り組み、日常生活動作（摂食機能、更衣等）の評価と支援を行っている。また、保護者に対しては、家族が児童を理解し、生活を円滑に営めるような関わり方の助言・支援等を行っている。

#### (3) 言語聴覚療法

言語聴覚士（ST）が、言語発達遅滞、知的発達症、自閉スペクトラム症、構音障害、聴覚障害、吃音等により、コミュニケーションに問題をもつ児童に支援を行っている。

内容としては、言語発達全般の評価を行い、発達や特性に応じた支援を行っている。また、聴覚障害児には聴力検査、補聴器装用指導等、聴能訓練を行っている（療育センターさくら草を除く）。読み書きに問題がある学齢児に対しては必要な評価を行っている。

保護者に対しては、児童の状態を説明し、日常の関わり方や家庭での取り組みについて助言・支援を行っている。

#### (4) 心理指導

心理士が、発達に何らかの遅れや偏り、または、その疑いのある児童に支援を行っている。

内容としては、発達・知能検査等や行動観察を通して評価を行い、児童の発達や特性に応じたコミュニケーション、認知、生活等の全般的な発達を促す支援を行っている。

就園前の児童に対しては、大人との関わりを深めること、活動を広げることをねらいとしたあそびを通して支援を行っている。

就園後の児童に対しては、人との関わり方、コミュニケーション、認知能力の促進をねらいとしたあそびや課題活動を通して支援を行っている。また、集団生活における不適応や情緒的な問題を伴った児童に対しての支援も行っている。

保護者に対しては、児童の「育ち」や「暮らし」を安定させることを基本に、育児面での相談支援、児童を理解していくための支援、児童を取り巻く環境の整備に関する助言・支援等を行っている。

#### 訓練・指導実施実人数

(人)

		0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児	小 学 生	13 歳 ～	合計
理学 療法	障害児総合療育施設	26	27	22	18	10	20	73	80	276
	療育センターさくら草	46	65	48	32	30	12	82	40	355
作業 療法	障害児総合療育施設	9	17	48	98	117	80	81	28	478
	療育センターさくら草	19	34	47	107	151	154	128	2	642
言語 聴覚 療法	障害児総合療育施設	1	36	98	84	80	61	26	6	392
	療育センターさくら草	1	39	102	132	151	126	64	0	615
心理 指導	障害児総合療育施設	2	51	132	109	88	152	47	7	588
	療育センターさくら草	5	27	58	102	107	166	129	6	600
合計		109	296	555	682	734	771	630	169	3,946

#### 訓練・指導実施延べ人数

(人)

	理学療法	作業療法	言語聴覚療法	心理指導	合計
障害児総合療育施設	4,093	2,799	1,765	2,045	10,702
療育センターさくら草	3,608	2,077	2,087	1,608	9,380
合計	7,701	4,876	3,852	3,653	20,082

検査・評価実施数

(人)

職種	分類	障害児総合療育施設	療育センター さくら草	合計
心理士	発達・知能検査	365	240	605
	その他	0	1	1
言語 聴覚士	聴力検査	358	356	714
	言語評価	133	236	369
	LD 評価	21	20	41
作業 療法士	感覚統合検査	88	96	184
	視知覚検査	21	5	26
	その他	162	213	375
理学 療法士	その他	4	0	4
合計		1,152	1,167	2,319

実施している主な検査・評価

		検査名
心理士	発達・知能検査	新版 K 式 2020、田中ビネー V、WISC-IV
	その他	Vineland II、K-ABC II、DN-CAS
言語 聴覚士	聴力検査	標準聴力検査、遊戯聴力検査、ティンパノメトリー OAE
	言語評価	国リハ式 S-S 法言語発達遅滞検査、絵画語彙発達検査 (PVT-R)、質問-応答関係検査、構音検査
	LD 評価	改訂版標準読み書きスクリーニング検査 (STRAW-R)、抽象語理解力検査 (SCTAW)、レーヴン色彩マトリックス検査 (RCPM)
作業 療法士	感覚統合検査	日本版ミラー幼児発達スクリーニング検査 (JMAP)、日本版感覚統合検査 (JPAN)
	視知覚検査	フロスティック視知覚発達検査、WAVES
	その他	摂食評価、ADL・上肢機能評価・感覚あそび評価、PEDI
理学 療法士	その他	摂食評価、GMFM、PEDI

3 グループ外来

障害児総合療育施設では、0～3歳までの児童と保護者を対象に、専門職を配置した早期療育グループ（ぺんぎん）を実施している。早期療育グループでは、児童と保護者が親子で活動を楽しみ、保護者が児童の抱えている問題や発達状況を理解し、適切な対応が出来るように支援を行っている。令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、人数を制限しながら実施した。利用延べ人数は、

163人となった。

## 第5章 児童発達支援センター

### 1 障害児総合療育施設

#### (1) 医療型児童発達支援センター つぼみ

##### ア 運営方針

3歳児から就学前の肢体不自由児及び重症心身障害児に保護者との通所の形態を主とする療育を提供する。

年齢に応じてクラス分けし、クラス単位での療育を行うほか、訓練士による個別訓練も行う。また、年中長児（4・5歳児クラス）には、保護者と分離する分離通所（保護者が施設まで送るが、登園中は児童のみで過ごす。）も実施する。

療育、訓練、行事などを通して肢体不自由児の運動面の訓練のみならず情緒社会性を含めた全体的な発達を促す。

##### イ 対象・定員（1日の利用定員数）

3歳児から就学前までの肢体不自由児および重症心身障害児 30名

##### ウ 療育プログラム

(ア) 年少児（3歳児）クラスは、週3日の保護者通所を行った。生活習慣を確立していく中で大人の支援を受けながら自発的な取り組みを促すことを目的に、保護者と通うことを基本とした。様々な経験をすることで、楽しめるあそびを増やし、さらに友だちへの気付きや関わりを深めた。

(イ) 年中児（4歳児）クラスは週4日の通所日を設け、週1.5回分離通所を実施した。生活リズムや生活習慣を身に付け、集団生活の経験を拓げていくことを目的とした。分離通所の中では、より自発的な動きを引き出せるような関わりを行った。

※1学年の人数が少なかった為、年中・年少児の合同クラスでの運営を行った。

(ウ) 年長児（5歳児）クラスは、週5日の通所日を設け、週2.5回分離通所を実施した。前年度の経験を土台とし、分離通所の日数を増やし、自発的な活動を促すと共に人との関わりを深める機会とした。

(エ) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師が定期的に保育に参加し、専門的助言を行った。

(オ) 年中・年長児については、運動機能の促進と活動の場を拓げるために水泳を行う。

→新型コロナウイルス感染拡大防止対策の為、中止とした。

(カ) 療育グループ

未就園児療育グループ（りんご）

発達がゆっくりな低年齢児を対象に、集団場面を通して個々の発達段階に応じた療育を行う。グループを担当している理学療法士が専門的助言を行う。訓練で得たことを遊びの場面に取り入れていくことで、保護者が生活の中で適切な対応ができるように支援を行った。

エ 医療的ケアの実際

保護者との分離時は必要に応じて看護師が対応した。

医療的ケア児の人数

R5.3.31 現在

項目	人数
口鼻腔吸引	8
酸素療法	2
気管切開 / 導尿	3
経鼻経管栄養（+経口栄養を含む）	4
胃ろう（+経口栄養を含む）	5
バイパップ 人工呼吸器	2

オ つばみ在籍児数・通所日数・通所形態等

(ア) 通所支援

R5.3.31 現在

クラス		在籍数 (人)	通所日数/週 (日)	通所形態の内訳 (日)
年長	とまと	10	5	親子 2.5 分離 2.5
年中	にんじん	3	4	親子 2.5 分離 1.5
年少		4	3	親子 3
合計		17		

※水曜日は、日付指定で分離と保護者通所を行った

(イ) 療育グループ

グループ名	在籍数 (人)	通所日数/週 (日)	通所形態の内訳 (日)
りんご	6	1	親子 1

カ 保護者支援

(ア) 保育士による個別面談を行った。

その他保護者の要望等必要に応じて随時面談を行った。

(イ) 保護者勉強会を開催した。(下記参照)

時期	内容	回数	対象クラス	担当
5月	年中児分離オリエンテーション	1	年中	保育士
9月	クラス懇談会	1	年長	保育士
11月	姿勢について一緒に考えてみよう	1	年中・年少	理学療法士
12月	あそび生活とつぼみの環境	1	年長	作業療法士
1月	意欲を引き出す声かけの仕方	1	年長	言語聴覚士
	つぼみで積み重ねるコミュニケーション	1	年中・年少	言語聴覚士
2月	お子さんのこれからの生活をイメージしてみよう	1	年長	理学療法士
	クラス懇談会	1	年中・年少	保育士
3月	クラス懇談会	1	年長	保育士
	卒園児保護者からの話 学校や家庭での生活について	1	年長	卒園児保護者
	感覚とは	1	年中・年少	作業療法士

キ 家族支援

(ア) 一緒にあそぼう会

内野公民館を利用し全クラス合同で行う。遊びを通して通所児童、保護者同士のつながりを深めていくことを目的とする。

→新型コロナウイルス感染防止対策の為、参加する付き添いの保護者は1名とした。

(イ) きょうだい参加プログラム

夏休み期間を利用し、小学生以上のきょうだいが通所療育に参加し、通所生活への関心や理解を持ってもらい、家庭での関わりを深めていく機会として参加している。

→新型コロナウイルス感染拡大防止対策の為、1日1組とした。

## ク 他機関との連携

夏休みに県内の特別支援学校の教員の研修を受け入れ、幼児期における通所療育の理解の一助となる機会を設けた。また、近年の児童デイサービス事業所の設立や医療的ケア児に対する支援の増加に伴い、各事業所からの見学を受け入れ連携を図っている。

→新型コロナウイルス感染拡大防止対策の為、中止とした。

## つぼみのあそび



### 【楽器あそび】

指先でゴムを引っ張って鳴らしたり、手を置き重みでビーズや小豆が動くのを見て楽しんでるよ。



### 【どっすん坂】

坂を滑り、どっしん！ 身体全体で刺激を感じ楽しんだよ。

## (2) 児童発達支援センター めぶき

### ア 運営方針

就学前の精神発達に遅れのある児童及び発達に特性のある児童に対し、発達段階に応じた療育や生活支援を行う。

### イ 対象・定員（1日の利用定員数）

就学前の精神発達に遅れのある児童及び発達に特性のある児童 40名

### ウ 療育プログラム

#### (ア) 通所支援

精神発達に遅れのある児童に個々の発達状況に応じて通所による療育を提供する。

年齢に応じてクラスを設け、クラス活動を行う他、生活の流れの中で状況理解を育て、楽しめる遊びを拡げる。保護者と一緒に通う親子通所、および年齢に応じた単独通所を行う。

- a 年少児は、最初は週4日の親子通所で生活リズムを整えると共に生活習慣を身に着け、集団生活に慣れることを目的とし、慣れてきたらそのうちの週2日を単独通所にし、コミュニケーションの土台作りや生活経験の拡大を図った。
- b 年中児は、集団生活の幅を拡げることを目的として週5日の通所とした。そのうち、週2日は親子通所、週3日は保護者以外の大人との関係性を深め、自発的活動を促すことを目的に単独通所とした。また、年長児になると親子通所が週1日になるため、年長児に向けて児の様子を確認しながら年度の後半に週1日を親子通所、週4日を単独通所に変更した。
- c 年長児は、生活全般において自発的に取り組む力を育む事を目的に週5日通所とし、単独通所を基本とした。ただし、支援の共通理解を目的とした親子通所を始めは週1日、途中から隔週1日とした。
- d 心理士、作業療法士、言語聴覚士が定期的にクラスでの活動に参加し、専門的助言を行った。
- e 個別支援計画書作成にあたっては、通所スタッフが中心となり、心理士、作業療法士、言語聴覚士と情報共有をするために、ケースカンファレンスを行った。  
また、オリジナルプログラムを活用し、目標及び課題の抽出を行い、個々の状況に応じた個別支援計画を作成した。
- f 年中児・年長児を対象に、環境を整えた中で個に合わせた取り組みを職員と1対1の関わりの中で行う個別の時間（プレイタイム）を、年2、3回程度実施した。



#### g 保護者支援

- (a) 保育士、児童指導員による個別面談を1人あたり年3回行った。その他、保護者の要望等に応じて随時面談を行った。
- (b) 担任による懇談会を各クラス年2回行った。
- (c) 保護者勉強会を下表のとおり行った。

時期	内容	回数	対象クラス	担当
6月	単独通所オリエンテーション	1	年少	保育士
10月	通園クラス保護者勉強会	3	全クラス	保育士
11月	あそびと関わりの発達について	1	年少・新入園児	心理士
	あそび・生活と感覚	1	年少・新入園児	作業療法士
	あそび・生活と手先の動き	1	年中・年長	作業療法士
	人を好きになるコミュニケーション	1	全クラス	言語聴覚士
12月	通園クラス保護者勉強会	1	年長	保育士
1月	卒園児保護者からの話（就学について）（※） （※）新型コロナウイルス感染拡大防止対策の 為、中止		年中・年長	卒園児保護者
	生活をわかりやすくする視覚支援	1	全クラス	言語聴覚士
	めぶき子どもたちの“これから”を考えよう	1	年中・年長	心理士

#### h 家族支援

##### (a) 土曜登園

日常の療育には参加していない父親や祖父母などの家族が、めぶきの療育に参加することを目的に、クラス毎に年に2回実施している。

##### (b) きょうだい参加

通所生活への関心や理解を持ってもらい、家庭での関わりを深めていくことを目的とし、夏休み期間を利用し、小学生以上のきょうだいが通所療育に参加している。

##### (c) おたのしみ会

家族や祖父母、きょうだい、前年度の卒・退園児とその家族やきょうだいも参加できる行事としている。小学生以下のきょうだいも参加し、家族全員で楽しむだけでなく、卒・退園児と久々に会う中で情報交換や交流、児童の成長を確認できる場になることを目的としている。  
→新型コロナウイルス感染拡大防止対策の為、クラスごとの行事に変更した。

(イ) 療育グループ

発達がゆっくりな低年齢児や未就学児、また地域の集団に就園しているが小集団での療育的な支援が必要な児に対し、個々の発達段階に応じた療育を行う。グループを担当している心理士、作業療法士、言語聴覚士、理学療法士、保育士など専門職が活動に参加し、専門的助言を行う。

a 未就園児療育グループ（おひさま・くれよん）

概ね2～4歳までの児童と保護者を対象にグループを編成し、児童の活動やコミュニケーションの拡大を中心に発達支援を行い、保護者が児童の抱えている問題や発達状況を理解し、適切な対応ができるように支援を行った。

b 就園児療育グループ（らっこ・まんぼう・くじら）

保育所・幼稚園に通っている年中・年長の児童と保護者を対象にグループを編成し、発達支援及び集団活動への適応をねらいとした支援を行った。また、保護者同士の交流を図り、保護者が児童の抱えている問題や発達状況を理解し、適切な対応ができるように支援を行った。

c 就園児療育グループ（いるか）

保育所・幼稚園に通っている年長の肢体不自由児と保護者を対象としたグループ（いるか）は対象児が集まらず、令和4年度は開催しなかった。

(ウ) 個別支援

心理士・作業療法士・言語聴覚士が、発達に何らかの遅れや偏りのある児童に対し、個別支援計画に沿って個別支援を行った。

エ めぶき在籍児数・通所日数・通所形態等

(ア) 通所支援

R5.3.31 現在

クラス		在籍数(人)	通所日数 /週(日)	通所形態の内訳 (日)
年長	ほし	8	5	親子 0.5 単独 4.5
年中	そら	8	5	親子 1 単独 4
年少	つき	8	4	親子 2 単独 2
合計		24		

(イ) 療育グループ

グループ名	在籍数 (人)	回数/月	延べ利用者数 (人)
おひさま・くれよん	12	4	275
らっこ・まんぼう・くじら	18	2	311
いるか			

※くれよんグループは後期から開始

(ウ) 個別支援

(人)

契約者数/年	延べ利用者数/年
196	1,311

### めぶきのあそび



**【カラーボール・豆まきごっこ】**  
壁にかけてある鬼にめがけてボールを投げて鬼退治。  
自分で作った鬼も飾ったよ。



**【お正月あそび】**  
色々あるお正月あそび。  
福笑いやコマ回しをやったよ。

(3) 児童発達支援センター わかば

ア 運営方針

難聴及び難聴に伴う言語発達の遅れのある児童を対象に親子通所による療育を提供する。新生児聴覚検査後の早期療育に対応するため、0歳児から対象とする。補聴器や人工内耳を用いて補聴を整え、言語・コミュニケーションの発達を支援する。

イ 対象・定員（1日の利用定員数）

0歳から就学前までの難聴児 30名

ウ 療育プログラム

(ア) 年齢に応じたクラス別のグループ療育と個別療育を実施した。通所日数は個々の児童の状態に合わせて週に1～3日とした。給食提供は2歳児クラスからとした。

(イ) 全クラス親子通所とした。子どもの自主性を大切にしながら、保護者同室で体験を共有する時間や保護者別室で活動する時間を設けた。

(ウ) 個々の聴力やことば、コミュニケーションの状態に応じて、幼稚園や保育所との併用を進めた。

(エ) グループ療育では、生活リズムの確立や情緒・社会性の発達、言語・コミュニケーション能力の発達に対する支援を行った。

(オ) 個別療育は、聴力管理や補聴器フィッティング、補聴器装用指導、言語指導・保護者支援を行った。

エ わかば在籍児数・通所日数・通所形態等

R5.3.31 現在

クラス		在籍数(人)	通所日数/週(日)※	通所形態
年長	きりん	6	1	すべて 親子
年中	ばんだ	4	1～2	
年少	うさぎ	3	1～3	
2歳児	りす	2	1～3	
1歳児	ひよこ	7	1～2	
0歳児	たまご	5	1	
個別		10	2回/月	
合計		37		

※通所日数は、個々の状態による。

オ 保護者支援

(ア) 育児支援・家庭との連携

個別指導での助言の他、保育士による個別面談、言語聴覚士と保育士による三者面談を定期的に行うほか、必要に応じて随時面談を行った。

(イ) 保護者勉強会

時期	内容	回数	対象クラス	担当
5月	わかば通所とは	1	2歳・年少	保育士
6月	難聴体験講座（初級）	1	全クラス	言語聴覚士
9月	保護者勉強会（外部講師） 「聞こえにくさと丁寧に付き合うことで 育つもの～保護者さんへの応援歌～」	1	全クラス	そうか光生園 ライカブリッジ （言語聴覚士）
10月	保護者勉強会（わかば卒園児） 「わかば卒園児保護者による体験談」	1	全クラス	保育士 言語聴覚士
11月	難聴体験講座（中級）	1	年少	言語聴覚士
12月	保護者勉強会 OT 「感覚と運動について」	1	年中・年長	作業療法士 保育士
	保護者勉強会 「コミュニケーションについて」	1	年中・年長	保育士
	保護者勉強会 「あそびとコミュニケーションについて」	1	2歳・年少	保育士
1月	年長児保護者体験談①	1	全クラス	言語聴覚士 保育士
	保護者勉強会 OT 「感覚と運動について」	1	2歳・年少	作業療法士 保育士
2月	年長児保護者体験談②	1	全クラス	言語聴覚士 保育士
随時	・保護者勉強会 DVD の貸し出し ・体験談 DVD の貸し出し		希望者	言語聴覚士 保育士

※難聴体験講座は、母親のほか父親の参加を呼びかけた。内容については「カ  
家族支援」を参照。（新型コロナウイルス感染拡大防止対策の為、家族・祖父母  
への参加の呼びかけは中止とした。）

## カ 家族支援

### (ア) 難聴体験

身近な家族が「きこえにくい」ということをより理解するために、難聴体験講座を年2回行った。(初級1回・中級1回)参加者は、耳栓を装着して雑音のある環境下で話を聞く体験をするなど、難聴児の日ごろの感覚やコミュニケーションをする上での問題点について考える機会となった。

### (イ) レクリエーション会

新型コロナウイルス感染拡大防止対策の為、縮小して行った。レクリエーション会に向けて療育の中で練習を積み重ねた。(保護者各1名参加)

### (ウ) きょうだい参加

夏休み期間を利用し、小学生以上のきょうだいが通所療育に参加し通所生活への関心や理解を持ってもらい、家庭での関わりを深めていくことを目的とする。

→新型コロナウイルス感染拡大防止対策の為、1日1組とした。

### (エ) 家族登園

普段、通所に参加できない家族を対象に土曜登園を開催。難聴体験やグループ療育の体験をすることで、「きこえにくさ」やわかばの療育への理解を深めることを目的とする。令和4年度は年4回実施した。

## キ 幼稚園・保育所との連携

毎年幼稚園の夏季休園期間に合わせて、通所児が通う幼稚園や保育所の先生をわかばに招き、情報交換会を開催した。保護者の了解のもと、わかばからは療育内容と姿について映像等を交えて説明し、幼稚園、保育所からは園での様子や対応について伺った。また、「難聴とは？」をテーマに聞こえにくさについて講座を受けていただき、難聴児に対する理解を深め、双方でより良いコミュニケーション支援ができることをねらいとした。

→新型コロナウイルス感染症対策の為、回数を増やし、1日の参加園数を減らして開催した。

## ク 他機関との連携

埼玉県難聴乳幼児諸機関担当者会(年2回)に参加し、県内の難聴児療育の現状とあり方について討議した。

人工内耳手術病院(東京医科大学医学部附属病院、東京大学医学部附属病院、東京医療センター等)との連携に努めている。就学の際は、就学予定の小学校、ことばの教室に保護者の了解を得た上で情報提供をしている。

## わかばのあそび



**【お楽しみハイク】**  
カッパに会いに行ったよ！



**【お楽しみ会】**  
みんなで、クリスマスツリーを  
作ったよ！

### (4) 通所施設の行事

	つぼみ	めぶき	わかば
4月	入園式・はじまりの会・健診(～5月)		
5月	/		
6月	★レクリエーション会 ★水泳設定(6～9月)	★土曜登園	/
7月	★プール開き	★プール開き	家族登園(4・5歳児)
8月	おまつりウィーク ★きょうだい参加	★きょうだい参加	きょうだい参加
9月	/		
10月	ハロウィンウィーク ★遠足 (サンシャイン水族館)	/	お楽しみハイク(巾着田) (4・5歳児) 家族登園(2・3歳児)
11月	★つぼみまつり	★バス遠足 (しらこぼと水上公園)	レクリエーション会 (各クラス)
12月	お楽しみ会(各通所)		
1月	/		家族登園(1歳児)
2月	/		家族登園(0歳児)
3月	おわかれ会・卒園式		

※その他 避難訓練 月1回 / お誕生日会 月1回～2か月に1回

★新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、中止

×予定していたが中止

(5) 通所児の状況

ア 各施設の月毎の延べ利用児数（契約児数） 月末締め的人数 (人)

	つぼみ		めぶき						わかば		合計	
			通所クラス		療育グループ		個別支援					
4月	126	(26)	337	(25)	21	(19)	61	(90)	154	(32)	699	(192)
5月	166	(24)	311	(24)	41	(20)	75	(99)	168	(34)	761	(201)
6月	200	(23)	421	(24)	46	(20)	77	(109)	228	(34)	972	(210)
7月	163	(23)	376	(24)	44	(20)	86	(117)	179	(35)	848	(219)
8月	119	(23)	244	(24)	33	(20)	102	(127)	164	(35)	662	(229)
9月	132	(23)	347	(24)	41	(20)	104	(139)	204	(35)	828	(241)
10月	187	(25)	336	(24)	61	(27)	125	(151)	184	(35)	893	(262)
11月	163	(25)	313	(24)	58	(28)	110	(161)	181	(36)	825	(274)
12月	109	(25)	289	(24)	64	(29)	121	(163)	156	(37)	739	(278)
1月	162	(25)	347	(24)	58	(30)	142	(171)	174	(37)	883	(287)
2月	148	(25)	354	(24)	61	(30)	144	(183)	179	(37)	886	(299)
3月	153	(25)	376	(24)	58	(30)	164	(196)	167	(38)	918	(313)
合計	1,828	/	4,051	/	586	/	1,311	/	2,138	/	9,914	/
年間平均	152	(24)	338	(24)	49	(25)	109	(135)	178	(36)	826	(251)

※年間平均：小数点以下繰り上げ

イ 各通所児の退所後の進路 (人)

	つぼみ	めぶき	わかば
幼稚園	0	1	0
保育所	0	0	0
特別支援学校 (聴覚系幼稚部)	0	0	0
他福祉施設	2	0	0
その他	0	0	0

ウ 卒所後の進路 (人)

	つぼみ	めぶき	わかば
特別支援学校	9 (肢体) 0 (知的)	6 (知的)	4 (聴覚)
小学校支援級	0	2	1
小学校普通級	0	0	7 (ことばの教室)

エ 通所児の障害内訳（主たる疾患で分類）

（人）

つぼみ		めぶき	
全般的発達遅滞	1	自閉スペクトラム症等	24
脳性麻痺	4	先天異常症候群 （染色体異常等）	0
先天異常症候群 （染色体異常等）	12		
その他	0		

オ わかば通所児紹介元

（件）

埼玉県立小児医療センター	32
三田病院	1
国立障害者リハビリテーションセンター病院	1
埼玉県立大宮ろう学園	1
川越耳鼻学クリニック	1
リオネット	1
合計	37

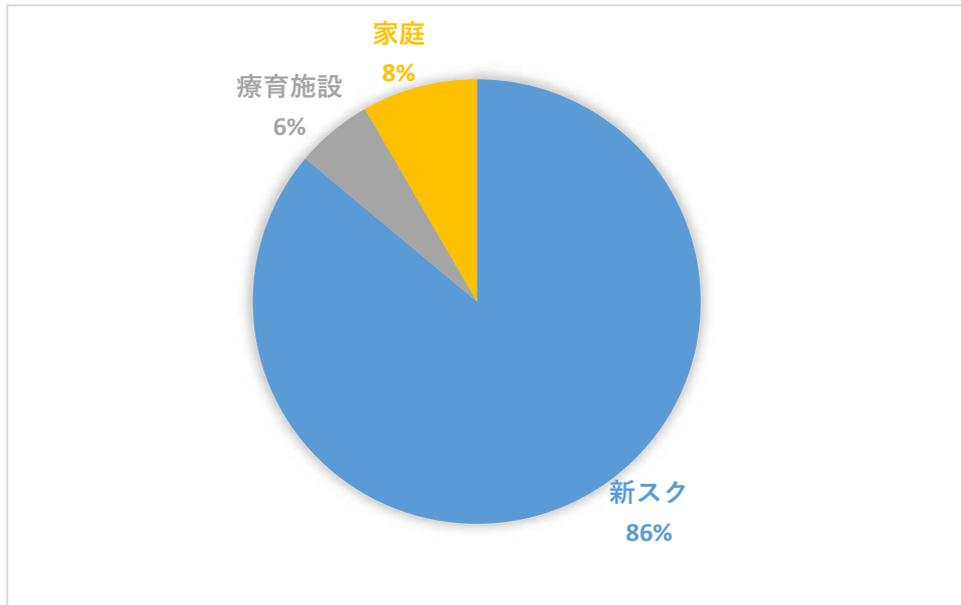
カ ひまわり学園利用の難聴児の平均聴力レベルの内訳

（人）

平均聴力 レベル	～49dB	50～69dB	70～89dB	90dB 以上	合計
人数	6	11	4 (1)	16 (13)	37 (14)

※（ ）は人工内耳装用児

キ 難聴児（外来・通所）の発見の経緯



新生児聴覚スクリーニング検査が実施されるようになり、聴力の程度を問わず早期に発見されるようになった。過去には新生児聴覚スクリーニング検査の結果が「pass」となり、後に難聴が発見されたケースや、新生児聴覚スクリーニング検査を受けなかったため発見が遅れたケースもあり、今後も健診などの協力を得てできるだけ早期に難聴を発見することが大切である。

さいたま市保健所では、新生児聴覚検査フォロー事業を行っており、毎年わかばを会場として研修会を開催している。令和4年度も保健師が研修会に参加し、わかばスタッフが補聴器の試聴体験や難聴児療育についての紹介をし、難聴の早期発見に向けての健診の重要性などについて伝えた。

(6) 保育所等訪問支援

障害児が集団生活を営む保育所等を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、障害児の身体や精神の状態及び集団生活の場の環境に応じて、障害児本人と施設スタッフに対し支援を行った。

契約人数

(人)

	公立・認可 保育所	幼稚園	ナーサリー 等	合計
新規契約人数	24	15	6	45
継続契約人数	20	13	2	35
総契約人数	44	28	8	80

支援実績 (件)

	公立・認可 保育所	幼稚園	ナーサリー 等	合計
実施人数	36	19	9	64
支援延べ件数	39	22	9	70

(7) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等の状態にあり、通所支援を利用するために外出することが著しく困難なお子さんの発達支援を提供できるよう、お子さんの居宅を訪問し支援を行った。

契約人数と実施延べ人数 (人)

新規契約 人数	継続契約 人数	実施人数	支援 延べ人数
1	3	4	33

(8) 相談支援

「通所支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「障害福祉サービス」を利用したい等の相談を受け、サービス等利用計画案の作成、サービス等利用計画書、モニタリングの作成、その他サービスの情報提供や関連機関との連携をしながら相談者の支援を行った。

相談支援件数 (人)

新規	継続
1	69

## 2 療育センターさくら草

### (1) 医療型児童発達支援センター すみれ園

#### ア 運営方針

2歳児から就学前の肢体不自由児に保護者との通所の形態を主とする療育を提供する。

年齢や個々の発達状況に応じたクラス編成を行い、療育、訓練、行事などを通して肢体不自由児の運動面の訓練のみならず情緒社会性を含めた全体的な発達を促す。

保護者同行による通所と単独通所（本人のみの活動参加）の形態で療育を提供・実施する。

#### イ 対象・定員（1日の利用定員数）

- ・ 2歳児から就学前までの肢体不自由児通園クラス 30名
- ・ 概ね2歳児から5歳児までの週1クラス 13名

#### ウ 療育プログラム

(ア) 2歳児は週2回の保護者との通所の中で、生活リズムの安定を図るとともに、遊びや生活を通して、園が家庭以外の安心できる楽しい場所となることを目指した。

(イ) 年少児は週3回の保護者との通所の中で、生活リズムの安定を図り、様々な経験を通して、遊びの楽しさや人と関わる楽しさを広げる。また、保護者同士のつながりの場となることを目指した。

(ウ) 年中児・年長児は、通所生活を積み重ねる中で、生活リズムや生活習慣を身につけ、また、単独通所を行うことで家族以外の大人や、お友達との関係を広げ、自発的な活動を促し、主体性を育くんだ。

(エ) フォロークラスは、親子で活動を楽しみながら、子どもの興味関心を広げるとともに、保護者が子どもの遊びや、子どもの好きなことについて理解を深められるようにした。

(オ) 夏季には水泳療法を取り入れ、運動機能の維持・促進を図るとともに、子どもの楽しみを広げる機会とした。

(カ) 月1回音楽療法を取り入れ、機能の維持改善や、子どもの自発性・社会性を養った。

(キ) 専門職スタッフの助言を日常生活、保育の中に取り入れた。

エ すみれ園 在籍児数・通所日数・通所形態

	在籍数（人）	通所日数／週（日）	通所形態
年長	1	5	親子1日、単独4日
年中	5	5	親子1日、単独4日
年少	6	3	親子3日
2歳児	6	2	親子2日
週2クラス	13	2	親子2日
合計	31		

オ 保護者支援

保護者支援として、以下のような勉強会・保護者会・懇談会を行った。

時期	内容	回数	対象クラス	担当
4月	保護者会	1	全クラス	園長
5月	「療育センター各職種の役割について」	1	全クラス	ケースワーカー
6月	「運動の発達について」	1	全クラス	理学療法士
	先輩保護者の話を聞く会	1	全クラス	園長
10月	クラス懇談会	3	全クラス	担任 園長
12月	「手の動きの発達について」	1	全クラス	作業療法士
2月	保護者交流会	3	全クラス	園長
	クラス懇談会	3	全クラス	担任
3月	「発達について」	1	全クラス	心理士
	保護者会	1	全クラス	園長

カ 家族支援

親子通所児の小学校低学年のきょうだいで、学校の夏休みに預け先がない方は同行通所を可とした。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、家族の参加できる行事が中止や規模縮小となり、園児の様子を直接見ていただく機会が減ったため、運動会については、スライドショーの作成を行い、園児の頑張る様子や楽しむ姿をご家族にも見ていただいた。

## キ 他機関との連携

卒退園児が移行先の施設や学校で円滑に過ごすことができるよう、保護者の方に同意をいただき、情報提供を行い、連携を図った。

## (2) 児童発達支援センター たんぽぽ園

### ア 運営方針

年齢や個々の発達状況に応じたクラス編成を行い、療育を通して運動面、情緒面、社会性を含めた全体発達を促す。

保護者同行による通所と単独通所（本人のみの活動参加）の形態で療育を提供・実施している。

### イ 対象・定員（1日の利用定員数）

- ・年少児から就学前までの発達障害児対象の通園クラス 30名
- ・幼稚園・保育所等利用児対象のフォロークラス 20名

### ウ 療育プログラム

#### (ア) 通所支援（通園クラス）

- a 年少児は週4日通園。入園後段階を踏みながら単独通所し、安定した園生活をおくる中から主体性を育て、生活リズムと基本的な生活習慣を身につけた。また月6日、保護者同行の通所日を設け、療育の共通理解を深めた。
- b 年長児、年中児は週5日通園。単独通所し、人とのかかわる楽しい経験を通して自信と意欲を育てるとともに、基本的な生活習慣を身につける。また月4日、保護者同行の通所日を設け、療育の共通理解を深めた。
- c フォロークラスは、週1回通園。小集団での活動を通して自己肯定感や自己コントロールする力を養う。2か月に1日、保護者との通所日を設け、子どもの状況を認識してもらうとともに保護者同士のつながりの場をつくった。
- d 必要に応じて専門職スタッフの助言を得て、療育に活かした。保護者との懇談会や勉強会を行い情報提供や共通理解の場をつくった。

#### (イ) 親子グループ（グループ指導）

発達が遅く、低年齢児や未就園児に対し、個々の発達段階に応じた療育支援を行う。作業療法士が活動に参加し、専門的助言を行った。

##### a 未就園児療育グループ（ろけっと）

未歩行児や歩行不安定児を対象に親子で活動を楽しみ、保護者が介助方法や関わり方について理解し対応できるよう支援を行った。

##### b 未就園児療育グループ（ひこうきA・B）

未就園の発達障害児を対象に親子でいろいろな遊びを経験しながら、保護者が児童の発達状況を理解し、家庭での遊びの手がかりやきっかけ

を得られるよう支援を行った。

(ウ) 個別支援（個別指導）

作業療法士が、発達に何らかの遅れや偏り、またその疑いのある就学前の児童に指導を行った。指導内容としては、運動機能および感覚統合機能、日常生活動作等について指導を行った。

エ たんぽぽ園 在籍児数・通所日数・通所形態等

(ア) 通所支援（通所クラス）

	在籍数（人）	通所日数/週（日）	通所形態
年長	4	5	親子通園 4 日/月、他単独
年中	15	5	親子通園 4 日/月、他単独
年少	10	4	親子通園 6 日/月、他単独
フォロー クラス	19	1（午後）	親子 2 か月に 1 日、他は単独
合計	48		

(イ) 療育グループ（グループ指導）

グループ名		在籍人（人）	回数（回）	利用延べ人数（人）
ろけっと	前期	5	9	36
	後期	8	9	60
ひこうきA	前期	5	9	38
	後期	5	9	36
ひこうきB	前期	5	9	38
	後期	5	9	42

(ウ) 個別支援（個別指導）

(人)

契約人数/年	利用延べ人数/年
51	708

## オ 保護者支援

保育士・児童指導員による個別面談の他、下表のような保護者勉強会と講習会を実施した。

時期	内容	回数	対象クラス	担当
4月	「福祉制度について」	2	通園クラス(1) フォロークラス(1)	ケースワーカー
5月	先輩保護者に話を聞く会 「就学について」※書面にて実施	1	通園クラス	通園クラス保護者OB
5月	クラス懇談会(～6月)	3	通園クラス(2) フォロークラス(1)	クラス担任 園長
7月	「お子さんへの取り組み方について」	1	全クラス	臨床心理士
8月	先輩保護者に話を聞く会 「就園について」※書面にて実施	1	通園クラス	通園クラス保護者OB
9月	「ことばとコミュニケーション」	1	通園クラス フォロークラス	言語聴覚士
10月	「子どもの身体の動き・子どもの靴選び」	1	通園クラス フォロークラス	理学療法士
1月	クラス懇談会	2	通園クラス(1) フォロークラス(1)	クラス担任 園長
随時	補助具作成とアドバイス	-	通園クラス、フォロークラスの希望者	作業療法士

## カ 家族支援

### (ア) 運動会

家族で参加し、療育の理解を深めるとともに成長を実感する機会とした。また、保護者同士の出会いや交流の場とした。令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、クラスごとに時間入れ替わりで行った。

### (イ) きょうだい参加プログラム

きょうだい参加日を設け、他児のきょうだい達とふれ合い、つながりを深める機会を予定していた。→新型コロナウイルス感染拡大防止対策の為、中止とした。

### (ウ) 土曜参観

普段、通園に参加することが少ない親族の方との通所日として、一日一緒に過ごしていただき、子どもへの理解を深め、また、家族同士が交流を深める機会として年2回予定していた。→新型コロナウイルス感染拡大防止対策

の為、中止とした。

キ 他機関との連携

育成支援会議等へ出席し、保育園等の施設と情報交換を行った。

(3) 療育センターさくら草 主な行事

	すみれ園	たんぽぽ園
4月	入園式	
5月	総合防災訓練	
6月	健康診断、耳鼻科健診	
7月	歯科検診、夏まつり	
	園外プール	
9月		秋の遠足
10月	秋の遠足	運動会
	健康診断	
11月	総合防災訓練、引き渡し訓練	
	運動会	
12月	お楽しみ会	
2月		年長お別れ行事
3月	卒園式、お別れ会	
	年長お別れ遠足	

※その他 避難訓練 両園とも月1回  
 お誕生日会 両園とも月1回  
 音楽療法 すみれ園 月1回、たんぽぽ園 年15回



(4) 通所児の状況

ア 各園の月毎の延べ利用児数(契約児数)

(人)

	すみれ園	たんぽぽ園			合計
		通所支援 (通園クラス)	療育グループ (グループ指導)	個別支援 (個別指導)	
4月	147 (19)	408 (46)	0 (0)	49 (33)	604 (98)
5月	172 (24)	482 (46)	0 (0)	54 (39)	708 (109)
6月	208 (25)	568 (46)	36 (15)	64 (41)	876 (127)
7月	131 (28)	407 (46)	18 (14)	59 (46)	615 (134)
8月	184 (29)	450 (47)	18 (14)	45 (45)	697 (135)
9月	179 (30)	513 (47)	22 (14)	58 (43)	772 (134)
10月	205 (30)	536 (48)	31 (27)	56 (46)	828 (151)
11月	158 (29)	493 (48)	20 (18)	60 (47)	731 (142)
12月	145 (31)	429 (48)	28 (18)	53 (49)	655 (146)
1月	153 (31)	364 (49)	29 (18)	65 (51)	611 (149)
2月	181 (31)	486 (49)	14 (18)	69 (51)	750 (149)
3月	167 (31)	425 (48)	34 (18)	76 (51)	702 (148)
合計	2,030 (338)	5,561 (568)	250 (174)	708 (542)	8,160 (1622)
年間平均	169 (28)	463 (47)	21 (15)	59 (45)	680 (135)

※たんぽぽ園の「個別支援」の契約児数は、「通所支援」もしくは「療育グループ」と両方利用の方は、「個別支援」以外の契約児数に含まれる。

イ 通所児の退所後の進路

(人)

	すみれ園	たんぽぽ園
幼稚園	0	0
保育所	2	1
他福祉施設	1	0
その他	0	1

ウ 卒園後の進路

(人)

	すみれ園	たんぽぽ園
特別支援学校	2	2
小学校支援級	0	8
小学校普通級	0	3

エ 通所児の障害内訳（主たる疾患で分類）

（人）

すみれ園		たんぽぽ園	
脳性麻痺	3	自閉スペクトラム症等	17
染色体異常	13	染色体異常	6
全般的発達遅延	5	全般的発達遅延	8
その他	11	その他	8

（５）保育所等訪問支援

障害児が集団生活を営む保育所等を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、障害児の身体や精神の状態及び集団生活の場の環境に応じて、障害児本人と施設スタッフに対し支援を行った。

契約人数

（人）

	公立・認可 保育所	幼稚園	ナーサリー等	合計
新規契約人数	9	7	4	20
継続契約人数	10	9	0	19
総契約人数	19	16	4	39

支援実績

（件）

	公立・認可 保育所	幼稚園	ナーサリー等	合計
実施人数	16	12	4	32
支援延べ件数	22	14	5	41

（６）相談支援

「通所支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「障害福祉サービス」を利用したい等の相談を受け、サービス等利用計画案の作成、サービス等利用計画書、モニタリングの作成、その他サービスの情報提供や関連機関との連携をしながら相談者の支援を行った。

相談支援件数

（人）

新規	継続
21	335

### 3 給食

#### (1) 意義

障害児総合療育施設及び療育センターさくら草の給食は、喫食者（児童）の健康づくりに寄与するとともに食育及び療育としての役割を担っている。

#### (2) 栄養管理

##### ア 栄養基準

「日本人の食事摂取基準(厚生労働省策定)」を参考に設定している。

##### イ 献立作成

(ア) 薄味、手作りを原則とし、喫食者（児童）の嗜好を考慮する。

(イ) 色彩、季節感、行事等を勘案する。

(ウ) 特に身体発育面で重要な良質のたんぱく質、カルシウム、各種ビタミン類を十分摂取できるよう考慮する。

(エ) 障害の程度に応じて咀嚼（そしゃく）、嚥下（えんげ）のしやすい食材を選択する。

(オ) 普通食に加えて、障害の程度に応じたやわらか食、ミキサー食、ペースト食を選択可能とし、その調理法については多職種で協議する。

(カ) 通所する曜日の限られる喫食者（児童）にも配慮する。

##### ウ その他

医師の指示に基づいて、可能な限りアレルギー原因食品の除去・代替を行っている。

#### (3) 食事に関する調査

目的	給食に対する嗜好を把握し、今後の給食の栄養計画、栄養指導の参考とする
対象者	障害児総合療育施設及び療育センターさくら草に通所する喫食者（児童）
実施期間	令和4年10月
調査方法	無記名自記式質問紙調査、直接配付及び回収
調査内容	障害児総合療育施設 ①児童の属性（所属・年齢・性別・食形態）及びひまわり学園の給食を喫食している期間について ②児童の普段の食事について ③給食で提供している料理の好き嫌いについて ④給食がきっかけで食べられるようになったもの ⑤給食についてのご意見・ご質問

	療育センターさくら草 ①児童の属性（所属・年齢・性別・食形態）について ②児童の普段の食事について ③給食で提供している料理の好き嫌いについて ④給食がきっかけで食べられるようになったもの ⑤給食についてのご意見・ご質問
回収状況	障害児総合療育施設 配付数 55 名 回答数 37 名 回収率 67.3% 療育センターさくら草 配付数 43 名 回答数 36 名 回収率 83.7%

(4) 給食委員会

さいたま市総合療育センターひまわり学園の栄養業務及び給食業務の適正な管理・運営を目的として、毎月1回給食委員会を開催した。

(5) 行事食の実施

行事食を通じて、児童の食への関心を高めることを目的に実施した。

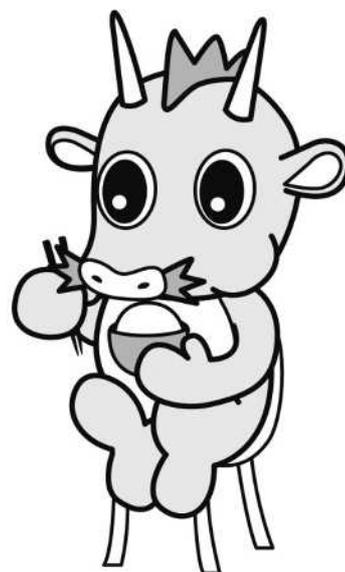
[実施内容]

	障害児総合療育施設	療育センターさくら草
4月	さいたま市民の日給食	おめでとうランチ
5月	こどもの日	こどもの日 さいたま市民の日ランチ
7月	七夕 海の日	七夕 夏まつり
9月	十五夜 ひじきの日(旧敬老の日)	お月見
10月	目の愛護デー 図書コラボ ハロウィン	ハロウィン
11月	埼玉県地産地消月間 2022 ツールドフランスさいたまクリテ リウム(※) 地元シェフによる給食(※)	
12月	おたのしみ会(クリスマス会) 冬至	おたのしみ会(クリスマス会) 冬至
1月	小正月	七草
2月	節分 バレンタインデー	節分
3月	ひなまつり お別れ会(リクエスト献立)	ひなまつり おめでとうランチ

(※)さいたま市教育委員会からの依頼により実施。

(6) かみかみメニューの実施

障害児総合療育施設において、園児の咀嚼の練習につなげることを目的とした「かみかみメニュー」を月1回程度実施した。



## 第6章 支援事業

### 1 発達障害児支援

「発達障害児支援事業」は、発達障害のある幼児及び児童が地域生活を円滑に送ることができるよう、発達支援等を実施して有効な支援体制及び支援方法等を関係者へ普及させることを目的としている。

具体的には、発達支援として音楽療法を行っている。また、保護者支援として保護者向け勉強会及びペアレントトレーニングを行っている。さらに、地域支援として保育所・幼稚園等へ多職種専門職員を派遣する「出張カンファレンス」、障害児通所支援事業所等へ専門職員を派遣する「出張療育カンファレンス」を実施している。その他、保育課や各区保健センターとの連携、特別支援教育相談センターおよび小中学校、特別支援学校への支援も行っている。

#### (1) ペアレントトレーニング・保護者勉強会

障害児の行動の理由を探り、対処方法を考え実践すること、行動変容の技術習得を目的に実施した。

	ペアレントトレーニング	保護者勉強会
障害児総合療育施設	13組	9回
療育センターさくら草	5組	4回
合計	18組	13回

#### (2) 出張カンファレンス

	支援先	訪問園数	対応クラス数
障害児総合療育施設	公立・認可保育所	33	43
	幼稚園	5	11
	ナーサリー等	9	15
	合計	47	69
療育センターさくら草	公立・認可保育所	19	36
	幼稚園	2	2
	ナーサリー等	1	1
	合計	22	39

新設された保育所等に冊子「子どもの行動を理解するために」を配布した。



(3) 出張療育カンファレンス

障害児通所支援事業所などに作業療法士が訪問し、療育に対する理解や子どもの関わり方を深めるためのカンファレンス（意見交換）を行った。

(件)

	訪問件数
障害児総合療育施設	58
療育センターさくら草	114

(4) 保育課との連携

保育課で公立保育所への支援として療育相談・保育相談を実施している。その事業に専門職として依頼され、保育課と協働して訪問した。

(件)

	訪問件数
障害児総合療育施設	18
療育センターさくら草	42

(5) 各区の保健センターとの連携

各区保健センターで実施されている親子教室へ、各区1回ずつ作業療法士を派遣し、参加されているお子さんの状態のとらえ方などの支援を行なった。

	回数	区数
障害児総合療育施設	4	4
療育センターさくら草	6	6

(6) 特別支援教育相談センター・小学校・中学校への支援

就学している児童・生徒、就学に向けた相談を実施している幼児に関し、情報を提供・共有することで、各機関での相談や対応方法を検討する際の参考になるよう、必要に応じてケースカンファレンスを実施している。

	回数	学校数
障害児総合療育施設	2	2
療育センターさくら草	9	6

(7) 市立特別支援学校のセンター的機能への支援

特別支援教育に係るセンター的機能への支援をした。学校毎の活動に合わせて、運動面の指導方法や工夫点等を作業療法士がアドバイスした。

(件)

	支援件数
ひまわり特別支援学校	4
さくら草特別支援学校	3

(8) 音楽療法

対象児の状態に合わせた音楽活動を通して、自発的な動作を促し、他者とともに音楽を創り出すことで共感性を高めることのできる音楽療法を、障害児総合療育施設で行っている。

(人)

対象児	21
参加延べ人数	148

## 2 施設等支援

### (1) 施設等支援

施設等支援は、外来療育を受けている児童が通う幼稚園・保育所・特別支援学校・小学校・中学校等の職員に対して、保護者の承諾及び施設の要望により、来所による見学及び情報交換・ケース会議など専門的立場から総合的に支援を行った。なお、センター内療育施設については、適宜、情報交換を行っている。

(件)

		幼稚園 保育所	特別 支援学校	小学校 中学校	その他 の機関※
理学療法士	障害児総合 療育施設	0	26	1	7
	療育センター さくら草	0	26	0	4
作業療法士	障害児総合 療育施設	3	7	2	1
	療育センター さくら草	4	1	8	7
言語聴覚士	障害児総合 療育施設	3	2	10	3
	療育センター さくら草	3	0	17	12
心理士	障害児総合 療育施設	0	0	0	3
	療育センター さくら草	1	0	2	27

※その他の機関：保健センター、児童相談所、支援課、訪問看護事業所、児童発達支援事業所など

### (2) 研修

障害児療育、保育、教育を行う施設からの依頼を受け、施設職員に対して研修を行い、療育に対する専門的知識の提供をした。

#### 障害児総合療育施設

- ・さいたま市私立幼稚園協会特別講座 講師  
(作業療法士 1回)
- ・さいたま市私立保育園協会特別講座 講師  
(作業療法士 1回)
- ・保育課職員研修 講師  
(作業療法士 1回)
- ・教育委員会通級指導教室職員研修会 講師

- (作業療法士 1回)
- ・市立小学校校内研修 講師
- (作業療法士 2回)
  
- 療育センターさくら草
- ・市内児童発達支援センター職員研修 講師  
(理学療法士 2回、作業療法士 1回、言語聴覚士 1回、心理士 2回)
- ・市内児童発達支援事業所保育所等訪問支援事業担当者講義 講師  
(作業療法士 1回)
- ・市立小学校校内研修 講師  
(作業療法士 2回)
- ・教育委員会通級指導教室職員研修会 講師  
(言語聴覚士 1回)
- ・さいたま市立さくら草特別支援学校職員研修講師・技術指導  
(理学療法士 2回、作業療法士 4回)
- ・保育課職員研修 講師  
(作業療法士 1回)
- ・さいたま市私立幼稚園協会特別講座 講師  
(作業療法士 1回)
- ・浦和区支援課児童支援員研修 講師  
(作業療法士 1回)

### 3 療育講座

地域療育支援の一環として、発達に心配のある子どもに対する考え方や療育のあり方等をテーマとした「療育講座」を毎年開催している。令和4年度は、「思い通りにならないと手が出るお子さんへの対応を考えてみよう」をテーマに動画配信で実施した。

第1回 対象：公立保育所・私立保育所・幼稚園等 (10月)

第2回 対象：学校及び事業所等 (11月)

### 4 施設見学会

地域療育支援事業の一環として、幼稚園や保育所、支援課、保健センターなど、市内で保育や支援に関わる職員を対象に毎年開催しており、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の為、動画配信方式で実施した。

## 第7章 その他の事業

### 1 施設見学受け入れ

さいたま市の関係機関、教育機関等から施設見学希望の依頼を受け、対応する。施設の概要説明を行い、その後施設内を見学しながら案内し、見学後に質疑応答を行うものである。

#### 障害児総合療育施設

実施日	見学希望	参加職種	人数
令和4年7月27日	あったまある北	職員	1
令和4年8月24日	障害者更生相談センター	実習生、職員	3

### 2 実習生・研修生受け入れ

#### (1) 実習生の受け入れ

各職種の養成校、大学から実習生の受け入れ依頼があり、年間計画の中で受け入れを決定している。令和4年度については、次表のとおり受け入れ、各職種が対応した。

#### 障害児総合療育施設

職種	学校名	期間	人数
理学療法士	人間総合科学大学	8週間	1
	埼玉医療福祉専門学校	6週間	1
作業療法士	目白大学	2日間	1
心理士	東京家政大学	10日間	1
言語聴覚士	目白大学	4週間	1
保育士	大妻女子大学	8日間	1
	聖学院大学	10日間	1
	共立女子大学	12日間	1
	目白大学	12日間	1
	立教女学院短期大学	12日間	1

療育センターさくら草

職種	学校名	期間	人数
言語聴覚士	国立障害者リハビリテーションセンター学院	30日間	1
作業療法士	専門学校社会医学技術学院	1日間	1
保育士	浦和大学	12日間	2
	草苑保育専門学校	11日間	1
	国際学院埼玉短期大学	10日間	1
	埼玉福祉保育医療専門学校	10日間	1
	淑徳大学	12日間	1
	白梅学園大学・白梅学園短期大学	12日間	1
	聖学院大学	10日間	1
	東京家政大学	12日間	1
	東京家政大学短期大学部	12日間	1
	東京成徳大学	12日間	2
	東洋大学	12日間	1

(2) 研修生の受け入れ

その他公立保育所の保育士の一身体験や特別支援学校教員の研修などを受け入れている。令和4年度については、次表のとおり研修生を受け入れた。

障害児総合療育施設

依頼機関	職種	延べ日数	人数	研修場所
埼玉県立大宮北特別支援学校	教職員	2	2	めぶき
中川の郷療育センター	心理士	4	1	外来

療育センターさくら草

依頼機関	職種	延べ日数	人数	研修場所
埼玉県立大宮北特別支援学校	教職員	5	5	たんぼぼ園
田島中学校	教職員	1	1	すみれ園
仲本小学校	教職員	1	1	すみれ園

### 3 小児神経科医師による保護者勉強会

障害児総合療育施設では、当施設通院中の、精神発達に心配のある未就学児の保護者を対象に、小児神経科医師による保護者勉強会を全9回開催した。

### 4 乳幼児発達健康診査

各区の保健センターから依頼を受け、乳幼児発達健康診査に、医師、理学療法士を派遣している。

乳幼児発達健康診査 (回)

	出張先	医師	理学療法士
障害児総合療育施設 療育センターさくら草	西区役所保健センター	12	0
	北区役所保健センター	12	6
	大宮区役所保健センター	12	7
	見沼区役所保健センター	12	5
	中央区役所保健センター	12	4
	桜区役所保健センター	12	6
	浦和区役所保健センター	0	6
	南区役所保健センター	0	0
	緑区役所保健センター	0	5
	岩槻区役所保健センター	0	0

### 5 市内療育施設の健康診断・相談業務

市内5か所の施設の依頼により、医師が利用者及び保護者への保健衛生指導、発達相談及び健康診断などを行っている。

市内療育施設の健康診断・相談業務 (回)

	施設名	医師
障害児総合療育施設	はるの園	6
療育センターさくら草	大崎むつみの里第2事業所 (大崎児童学園)	6
	さくら草学園	6
	杉の子園	6
	子ども発達支援センター つむぎ浦和美園	2

### 6 ひまわり特別支援学校への支援

#### (1) 相談・健康診断・医療的ケア業務

さいたま市教育委員会の依頼により、医師が在籍児・入学予定児の健康診断や

相談対応、医療的ケアの内容審査、教員・看護師に対しての指導などを行っている。

相談・健康診断・医療的ケア業務 (回)

内容	医師
定期健康診断	2
医療的ケア指導	4
医療的ケア委員会会議	6
入学予定者相談会	1

(2) スキルアップ事業

学校の依頼により、訓練士が専門的な立場から、教員に対して助言を行い、連携を図っている。各教室の児童の状態に合わせた日常でのやりとりや活動の進め方について教員と共に検討を行っている。

実施回数・人数

	実施回数 (回)	対応訓練士数 (延べ人数)	対象児童数 (延べ人数)
理学療法士	0	0	0
作業療法士	15	5	25
言語聴覚士	0	0	0
合計	15	5	25

7 関係機関への協力

- ・さいたま市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会
- ・さいたま市発達障害者支援連絡協議会
- ・特例補装具審査会
- ・さいたま市（西区・北区・大宮区）育成支援制度適用委員会
- ・ペアレントメンター事業アドバイザーミーティング
- ・西区子育て支援ネットワーク協議会
- ・さいたま市就学支援委員会
- ・さいたま市教育委員会通級調査専門委員会
- ・さいたま市特別支援ネットワーク連携協議会
- ・埼玉県障害児就学支援委員会
- ・埼玉県立宮代特別支援学校評議員会
- ・保健センター連絡会議
- ・療育施設連絡会議
- ・さいたま市特別教育推進計画協議会
- ・さいたま市福祉有償運送運営協議会

- ・かかりつけ医等発達障害対応力向上研修（発達障害支援医学研修）
- ・さいたま市教育委員会医療的ケア委員会

## 第8章 障害者福祉施設みのり園

### 1 障害者福祉施設みのり園の概要

#### 施設の目的

みのり園は、主にさいたま市に在住する障害のある方々に対して、文化的活動やレクリエーション等の機会を提供することで、社会との交流を促進するとともに、地域において豊かな生活を営むことができるよう支援することを目的として昭和58年4月1日開設された施設である。

現在は、手編みや書道などの教室事業や、在宅で障害のある方を対象とした在宅障害者対象事業の開催、就労中の障害がある方への離職予防と余暇活動を支援する障害者離職予防事業などを開催している。また、地域における障害者福祉センターとして、障害者団体への活動の場の提供や障害のある方やその家族の方に対して、各種相談の受付や情報の提供、加えて障害者総合支援センターからの委託事業も実施している。

### 2 障害者福祉施設みのり園の事業

#### (1) 教室事業

講師を招き前期・後期に分け開催している。障害のある方がそれぞれ興味のある教室に申し込み、趣味や生活の向上・リハビリのために自主的かつ意欲的に参加している。令和4年度においても感染症対策のため、利用人数の制限を設けること等の対策を行ったうえで実施した。

#### ア 手編み教室

初心者から熟練の方まで個人の力量に合ったものを作成している。また、片手でも編める器具を使用し、片麻痺の方も参加しやすい配慮をしている。遠方の利用者のために、岩槻本丸公民館等でも開催している。

#### イ パッチワーク教室

様々な色や模様の布を自分で選び、会話を楽しみながらバッグやポーチなどを製作している。

#### ウ 茶道教室

立礼(いすに座って)のお手前を講師の方に一から丁寧に教えていただき、美味しいお茶とお菓子を美しくいただいている。

#### エ 絵手紙教室

季節のものをモチーフにして墨と顔彩を使って描いている。葉書だけではなく団扇などにも描いている。

#### オ 書道教室

毛筆教室、硬筆教室は知的障害の方や片麻痺、視覚障害の方まで障害の種類に関わらず、多くの方が添削指導を受けながら作品を仕上げている。

#### カ 陶芸教室

皿や茶碗、花瓶等作りたいものを自由に製作している。それぞれ個性豊かな作品を仕上げ、家庭で大切に使っている。

キ 革細工教室

専門的な機材をそろえ、本格的な革細工に取り組んでいる。

ク 太鼓教室

和太鼓の魅力に触れながら演奏を通し、利用者同士の交流を図っている。

ケ 手打ちそば教室・手打ちうどん教室

粉をこねるところから始め、自分で打ったそばやうどんを参加者全員で会食している。

コ お菓子作り教室

簡単に作ることができる焼き菓子を中心に講師に教わりながら、手作りしたお菓子の美味しさを皆で味わい会食している。

サ パン作り教室

専門の講師から日常的に焼くことのできるパンを教えていただきながら、参加者同士の交流を図り会食している。

シ 一日料理教室

季節の食材を使ったメニューやリクエストメニューをつくります。講師の先生から調理に関する役立つ情報もたくさん得られる教室です。

ス 折り紙教室

年中行事にちなんだ折り紙を中心に作成し、折り紙の魅力を楽しんでいる。

〈教室事業の様子〉



手編み教室



パッチワーク教室



革細工教室



折り紙教室

〈教室事業等実績〉

区 分	事業名	日 数	利用人数
みのり園教室事業	手編み教室	17	94
	パッチワーク教室	10	54
	茶道教室	10	47
	絵手紙教室	10	39
	書道教室（毛筆）	10	58
	書道教室（硬筆）	10	54
	陶芸教室	12	40
	一日料理教室	3	12
	太鼓教室	10	25
	手打ちそば教室	2	7
	手打ちうどん教室	2	6
	お菓子作り教室	2	7
	折り紙教室	4	23
	ボッチャ教室	2	14
さいたま市障害者社会参加推進センター（岩槻）実施事業	手編み教室	17	91
社会参加支援講座事業	人形作り体験	1	2
	盆栽教室	1	6

(2) 障害者離職予防事業

青年学級・OB会

青年学級・OB会は、主に就労している障害者を対象に、グループ活動を通して、離職の予防、有効な余暇活動、仲間づくりを目的として、毎月第1、3、5日曜日はみのり園、第2、4日曜日は春光園にて開催している。

活動は、スポーツやレクリエーションを中心に陶芸などの創作活動や、太鼓教室などの表現活動、外食や宿泊活動などの園外活動を行っている。これらの活動を通して、みのり園が生活や職場での悩みをいつでも相談できる事を伝え、個々への支援・各関係機関との連携も図っている。

区 分	事業名	日 数	利用人数
障害者離職予防事業 (みのり園実施事業)	青年学級・OB会（さいたま市就労障害者等余暇クラブ）	27	484
障害者離職予防事業 (春光園実施事業)	青年学級・OB会（さいたま市就労障害者等余暇クラブ）	24	339

(3) 在宅障害者対象事業

木曜クラブ

在宅の障害者を対象に毎週木曜日に実施している。活動内容は、利用者の生活体験を広げるために、料理や陶芸、絵手紙などの創作活動や、外出する機会を増やすよう、買い物や散歩など園外活動を行っている。また、染め物の授産製品作りや季節の行事も行っている。

区 分	事業名	日 数	利用人数
在宅障害者対象事業	木曜クラブ	43	157

(4) 週末プログラム(土・日曜日実施)

ア カラオケタイム

歌好きの利用者が集まりカラオケを楽しんでいる。また年に数回、園外のカラオケ店でも開催している。

イ バスハイク

のどかな牧場見学やいちご狩り、せんべい焼き体験など、園内では体験できない特別な経験を企画している。

ウ ボウリング大会

バスによる送迎を行い、利用者同士でボウリングを楽しんでいる。

エ 一日料理教室

季節の料理や旬の食材を使った料理を作り、参加者全員で会食をしている。

〈週末プログラムの様子〉



カラオケタイム



一日料理教室

〈週末プログラム実績〉

区 分	事業名	日 数	利用人数
入所・通所施設	カラオケタイム（感染症対策のため中止）	0	0

利用者・在宅利用者対象事業	一日料理	3	12
	ボウリング大会	4	40
	バスハイク	3	18
	映画鑑賞会	6	28
	身体を動かそう	9	47
	音楽鑑賞	1	8
	革細工教室	8	28
	苔玉づくり教室	1	7

(5) 発達障害者支援事業

発達障害者に対し、交流や仲間づくりを行う場と機会を提供する中で社会からの孤立の予防を図り、居場所づくりを行っている。

(6) 障害者団体支援事業

会議室、作業室の提供

障害者団体等への部屋や、道具の貸出しを実施している。

(7) 視覚障害者の情報支援

情報サービス

みのり園だよりの内容が録音されたカセットテープを、みのり園でダビングし、送付を希望する視覚障害者に郵送している。

(8) 相談・情報提供事業

障害者生活支援事業

在宅福祉サービス等の利用、専門機関への紹介、社会資源の活用や障害者自身の社会生活力を高めるための援助をし、障害者の地域生活を支援している。

(9) その他の事業

ア みのり園作品展

教室事業や青年学級OB会、木曜クラブや他施設等で作った作品の展示や販売、体験コーナーを通して利用者同士の交流、通常みのり園に訪れることのない方に、障害者やみのり園への理解を深めてもらうために開催している。

イ ボランティアや実習生の受け入れ

福祉の勉強をしている方や地域のボランティアを受け入れている。

ウ 広報紙「みのり園だよりの発行

広報活動として隔月に発行している。

エ 特別支援学校との交流

互いの事業への相互招待などを行っている。

オ 利用者・家族懇談会の開催

利用者の意見、要望を伺い、事業内容の充実を図っている。

### 3 放課後デイサービスみのりの概要

放課後等デイサービス事業

ひまわり特別支援学校在学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇において安心して余暇を過ごせるよう、個別に合わせた活動内容（創作的活動・レクリエーション活動・体操・散歩等）を提供・支援している。あわせて保護者の子育て支援につながっている。

契約児童数（令和5年3月31日現在） (人)

前年度からの 継続契約者	年度中 新規契約者	契約終了者	令和4年度末
13	2	5	10

サービス利用者数

開所日数	年間利用人数	一日利用平均
244	1,042	4.3

## 第9章 資料

### さいたま市総合療育センターひまわり学園条例

平成13年5月1日

条例第159号

#### 目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 障害児総合療育施設
  - 第1節 相談・検査施設（第5条—第9条）
  - 第2節 児童発達支援センター（第10条—第15条）
- 第3章 療育センターさくら草
  - 第1節 相談・検査施設（第16条—第18条）
  - 第2節 児童発達支援センター（第19条—第21条）
- 第4章 障害者福祉施設みのり園（第22条—第27条）
- 第5章 補則（第28条—第30条）

#### 第1章 総則

##### （設置）

第1条 障害児に対する療育及び障害者の日中の活動の支援を行うことにより、障害児及び障害者の福祉の増進を図るため、さいたま市総合療育センターひまわり学園（以下「センター」という。）を設置する。

##### （名称及び位置等）

第2条 センターを構成する施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
障害児総合療育施設	さいたま市西区三橋6丁目1587番地
障害者福祉施設みのり園	
療育センターさくら草	さいたま市桜区田島2丁目16番2号

2 障害児総合療育施設に次の施設を置く。

- (1) 相談・検査施設
- (2) 児童発達支援センター

3 療育センターさくら草に次の施設を置く。

- (1) 相談・検査施設
- (2) 児童発達支援センター

(職員)

第3条 センターに所長その他必要な職員を置く。

(所長の責務)

第4条 所長は、第2条第1項に掲げる施設相互の連絡調整を密にし、総合施設として有機的に運営するよう努めなければならない。

## 第2章 障害児総合療育施設

### 第1節 相談・検査施設

(業務)

第5条 障害児総合療育施設に置く相談・検査施設（以下この節において「施設」という。）は、障害児のために次に掲げる業務を行う。

- (1) 各種の相談に関すること。
- (2) 医学的、心理学的及び社会学的な診断、検査及び判定に関すること。
- (3) 療育に関すること。
- (4) 治療及び生活等の指導に関すること。
- (5) 療法又は療育の方法の指導に関すること。
- (6) 家庭における訓練方法等の指導に関すること。
- (7) 地域における療育の支援に関すること。
- (8) さいたま市立の特別支援学校との連携に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(診療科目)

第6条 施設における診療科目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 小児科
- (2) 精神科

- (3) 整形外科
- (4) リハビリテーション科
- (5) 眼科
- (6) 耳鼻いんこう科
- (7) 歯科

(使用料)

第7条 施設において診療又は検査を受けた者は、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法により算定した額の使用料を納付しなければならない。

(手数料)

第8条 施設において診断書、証明書又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく医師意見書（以下「医師意見書」という。）の交付を受けようとする者は、別表に定める手数料を納付しなければならない。

(使用料等の減免)

第9条 市長は、必要があると認めたときは、施設の使用料又は診断書、証明書若しくは医師意見書に係る手数料を減額し、又は免除することができる。

## 第2節 児童発達支援センター

(業務)

第10条 障害児総合療育施設に置く児童発達支援センター（以下この節において「児童発達支援センター」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第43条に規定する施設として、次に掲げる業務を行う。

- (1) 法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に関すること。
- (2) 法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援に関すること。

2 児童発達支援センターは、前項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。

(1) 法第6条の2の2第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援に関すること。

(2) 法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援に関すること。

(3) 法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援に関すること。

(4) 障害児に係る次に掲げる相談支援（障害者総合支援法第5条第18項に規定する相談支援をいう。）に関すること。

ア 基本相談支援

イ 計画相談支援

(定員)

第11条 児童発達支援センターの定員は、100人とする。

(利用者の資格)

第12条 法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援又は同条第6項に規定する保育所等訪問支援を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する児童及びその保護者とする。

(1) 法第21条の5の5第1項の規定による通所給付決定に係る児童

(2) 児童の保護者が当該児童について法第21条の5の4第1項第1号に該当することにより同項の規定による特例障害児通所給付費の支給を受けることが見込まれる場合における当該児童

(3) 法第21条の6の規定による措置に係る児童

2 法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援を利用することができる者は、法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者とする。

3 障害者総合支援法第5条第18項に規定する相談支援を利用することができる者は、障害児の保護者であって、同条第19項に規定する厚生労働省令で定める便宜を受けようとするもの又は障害者総合支援法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等に該当するものとする。

(使用料)

第13条 法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援を受けた保護者（前

条第1項第3号に該当する児童の保護者を除く。)は、当該指定通所支援について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する通所特定費用を、児童発達支援センターの使用料として、市長に納付しなければならない。

(1) 前条第1項第1号に該当する児童の保護者 法第21条の5の3第2項第2号に掲げる額

(2) 前条第1項第2号に該当する児童の保護者 法第21条の5の4第3項第1号に掲げる額

2 法第21条の5の28第1項に規定する肢体不自由児通所医療を受けた児童に係る法第6条の2の2第9項に規定する通所給付決定保護者は、当該肢体不自由児通所医療について、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から法第21条の5の28第2項の規定による肢体不自由児通所医療費の額を控除した額を児童発達支援センターの使用料として、市長に納付しなければならない。

(退所等)

第14条 市長は、児童発達支援センターに通所する児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童を退所させ、又はその通所を一時停止することができる。

(1) 指導の結果、通所の目的を達成したと認められるとき。

(2) 感染性疾患にかかり、その疾病が感染するおそれがあると認められるとき。

(3) 児童発達支援センターの管理上、特に必要があると認められるとき。

(使用料の減免)

第15条 市長は、特別の必要があると認めるときは、児童発達支援センターの使用料を減額し、又は免除することができる。

### 第3章 療育センターさくら草

#### 第1節 相談・検査施設

(業務)

第16条 療育センターさくら草に置く相談・検査施設（以下この節において「施

設」という。)は、障害児のために第5条各号に掲げる業務を行う。

(診療科目)

第17条 施設における診療科目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 小児科
- (2) 精神科
- (3) 整形外科
- (4) リハビリテーション科
- (5) 耳鼻いんこう科

(準用)

第18条 第7条から第9条までの規定は、施設について準用する。

## 第2節 児童発達支援センター

(業務)

第19条 療育センターさくら草に置く児童発達支援センター(以下この節において「児童発達支援センター」という。)は、法第43条に規定する施設として、第10条第1項各号に掲げる業務を行う。

2 児童発達支援センターは、前項に規定する業務のほか、第10条第2項各号に掲げる業務を行う。

(定員)

第20条 児童発達支援センターの定員は、60人とする。

(準用)

第21条 第12条から第15条までの規定は、児童発達支援センターについて準用する。

## 第4章 障害者福祉施設みのり園

(業務)

第22条 障害者福祉施設みのり園（以下「みのり園」という。）は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第31条の規定による身体障害者福祉センター及び障害者のための福祉施設として、次に掲げる業務を行う。

- (1) 生活指導及び相談の実施に関すること。
- (2) 身体の機能回復訓練及び作業訓練の実施に関すること。
- (3) 教養の向上及び社会適応に必要な講座及び講習会の実施に関すること。
- (4) 障害者福祉団体に対する活動の場の提供に関すること。

（利用者の資格）

第23条 みのり園を利用することができる者は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者とする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（利用の許可）

第24条 みのり園を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

（利用の制限）

第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、みのり園の利用を許可しない。

- (1) 公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、みのり園の設置の目的に反するとき。

（利用の許可の取消し等）

第26条 市長は、第24条の利用の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたとき。
- (2) 利用の許可の条件又は職員の指示に違反したとき。
- (3) 管理上特に必要と認められるとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(使用料)

第27条 みのり園の利用は、無料とする。

#### 第5章 補則

(損害賠償の義務)

第28条 センターの利用者は、故意又は過失によりセンターの施設若しくは設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第29条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に、みのり園の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 第22条第4号に規定する業務
- (2) みのり園の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める業務

2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

- (1) 第22条第1号から第3号までに規定する業務
- (2) 第24条の規定により、みのり園の利用の許可をすること。
- (3) 第25条の規定により、同条各号のいずれかに該当すると認めるときに、許可をしないこと。
- (4) 第26条の規定により、同条第1号、第3号若しくは第4号のいずれかに該当するとき又は利用の許可の条件若しくは指定管理者の指示に違反したときに、利用を停止し、又は許可を取り消すこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める業務

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、障害児総合療育施設、療育センターさくら草及びみのり園の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

## さいたま市総合療育センターひまわり学園管理規則

平成13年5月1日

規則第103号

### (趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市総合療育センターひまわり学園条例（平成13年さいたま市条例第159号。以下「条例」という。）第30条の規定に基づき、障害児総合療育施設、療育センターさくら草及び障害者福祉施設みのり園の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

### (休業日)

第2条 障害児総合療育施設及び療育センターさくら草の休業日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、臨時に休業日を定め、又は休業日に業務を行うことができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日
- (3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日

### (利用時間)

第3条 障害児総合療育施設及び療育センターさくら草に置く相談・検査施設（以下「施設」という。）の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

### (使用料等の減免)

第4条 条例第9条（第18条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により使用料又は手数料を減額し、又は免除する場合は、施設を利用する者が次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員について、当該年度分（4月1日から6月30日までの利用に係る減額又は免除にあつては、前年度分）の市町村民税が課されていないとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特別の理由があると認めたとき。

### (使用料等の減免申請)

第5条 条例第9条の規定により使用料又は手数料の減額又は免除を受けようとする者は、障害児総合療育施設等使用料及び手数料減額（免除）申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(使用料等の減免決定)

第6条 前条の規定による申請があったときは、市長は速やかにその可否を決定し、障害児総合療育施設等使用料及び手数料減額(免除)承認・不承認決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知しなければならない。

(開所時間)

第7条 障害児総合療育施設及び療育センターさくら草に置く児童発達支援センター(以下「センター」という。)の開所時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(通所方法)

第8条 センターへの通所方法は、送迎バスによるものとする。ただし、他の通所方法によっても支障がないと認められる者については、他の方法により通所させるものとする。

(契約)

第9条 次に掲げる支援を利用する者は、当該支援を利用しようとするときは、市長と契約を締結しなければならない。

- (1) 条例第10条第1項第1号の児童発達支援及び同項第2号の医療型児童発達支援並びに同条第2項第1号の居宅訪問型児童発達支援及び同項第2号の保育所等訪問支援(これらの支援のうち条例第12条第1項第3号に規定する児童に係る支援を除く。)
- (2) 条例第10条第2項第3号の障害児相談支援
- (3) 条例第10条第2項第4号の相談支援

(退所手続)

第10条 センターに通所している児童を退所させようとするときは、当該児童の保護者は、児童発達支援センター退所届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(休園日)

第11条 障害者福祉施設みのり園(以下「みのり園」という。)の休園日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日(その日が祝日法に規定する休日に当たるときは、その直後の火曜日とする。)
- (2) 祝日法に規定する休日
- (3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日

(開園時間)

第12条 みのり園の開園時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、みのり

園の会議室の利用時間については、午前9時から午後9時までとする。

(利用の申込み)

第13条 みのり園を利用しようとする者は、みのり園利用申込書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(管理上の指示)

第14条 市長は、障害児総合療育施設、療育センターさくら草及びみのり園の利用上の遵守事項を定め、必要と認めるときは、その都度利用者に指示することができる。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、障害児総合療育施設、療育センターさくら草及びみのり園の管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

※様式は省略してあります。

---

総合療育センターひまわり学園事業概要  
令和4年度実績報告

発行 令和5年11月  
編集 総合療育センターひまわり学園

〒331-0052  
さいたま市西区三橋6丁目1587番地  
TEL 048-622-1211(代表)  
FAX 048-622-4359

---



さいたま市